

『本佐録』の形成——近世政道書思想史的研究——

若尾政希

はじめに

かつては、幕藩制国家といえば、まず領主権力の専制・集権的性格を強調するのが一般的であった。ところが、一九八〇年代半ば以降、幕藩制国家の「公儀」機能・公共機能的側面が注目されるようになる。かつてのむき出しの強権をふるう権力者像はすっかり影をひそめることになった。すなわち幕藩領主制の骨格をなす領主と民、領主と家臣の関係についても、領主の強権による一方的関係（抑圧と服従）と見るのではなく、両者の間の相互的契機に着目して、そこに契約あるいは合意⁽¹⁾を見出したのである。だが、いうまでもないことであるが、領主制の本質は支配・被支配の身分差別にあり、幕藩制社会はまがうかたなき階級制社会である。問題は、上下の絶対的差別の關係において、なぜ相互的な契機が形成されたのか、またそれはいかにして形成されたのか、ということにある。いわば相互的契機形成の由縁と由来を歴史的に解明することに、研究の主眼を移さなければならない。戦国期以来の領主・民、領主・

『本佐録』の形成

家臣間の交渉・抗争（階級闘争）を経て、近世のある時期に領主と民との間、領主と家臣との間になんらかの相互的関係意識が形成され幕藩領主制が確立する、その過程を明らかにするような研究が必要とされている。こうした問題意識に立って、筆者は、一九九九年に拙著『太平記読み』の時代——近世政治思想史の構想（平凡社）を世に問うて、関係意識とその歴史的形成の解明を核とした新たな政治思想史を構築する作業に着手し、『太平記評判秘伝理尽鈔』（『理尽鈔』）の講釈である「太平記読み」を軸とした政治思想史の構想を提起して、現在に至っている。

このように関係意識への着目は、必然的に政治思想史の書きかえを迫ったのであるが、ことは政治思想史にとどまらず、政治史にも及ばざるを得ない。なぜなら、この観点からいえば、従来のように、政治という為政者（領主層）の営為を、強権による一方的関係（抑圧と服従）を強いるものと見ることは最早できないからである。政治という営みは、領主層と家臣・民との相互の関係のなかで理解されなければならない。もちろん政治的決定のすべてを領主層と家臣と民、この三者の間での葛藤を経た末の「合意」（あるいは妥協）形成の所産とみなすことはできないかもしれない。だが、少なくとも、領主層・家臣・民、この三者（の関係意識）が織りなす政治的な関係性（磁場）のなかで政治的決定がなされたと位置づけることはできよう。したがって、政治史もまた、関係意識の歴史を踏まえて、書きかえなければならぬ。領主層・家臣・民、その葛藤の実像に迫るような政治思想史を中核に据えて、政治史を叙述していく必要がある。筆者による政治思想史の構想——「太平記読み」を軸として、民衆思想史研究と儒学・思想家研究、それに幕藩領主の思想史的研究を加えた三つの研究の総合化を目指す構想——は、実は政治史の書きかえをも視野に入れたものである。

だが、いうまでもなく政治思想史を核とした政治史（「政治思想史を組み込んだ政治史」でないことに注意された）の叙述は容易なことではない。⁽²⁾ まだまだ長い時間がかかるであろう。というのは、「太平記読み」（『理尽鈔』）が、

指導者像や政治のあり方に関する社会の共通認識、すなわち政治常識の形成に寄与したという見通しを得たといえ、その検証や肉付けのための膨大な作業は今後に残されている。また筆者の構想に対して、『理尽鈔』だけに注目することへの異議（たとえば、宮地正人氏は『理尽鈔』以外の和漢軍記物の検討の必要性を指摘している³）が出されていることから明らかなように、同時代の他のものなかでの「太平記読み」の位置を見定める地道な作業を粘り強く行う必要がある。そうした作業を根気よく行っていかねばならない。『理尽鈔』は、その「奥書」（刊本、巻四〇）に、「武略之要術、治国之道」と述べているように、武略と治国の双方を兼ね説いているところに特徴がある。近世という時代は、武略の要術を説き明かす兵（軍）学書がいくつも作られ兵学諸流派が競い合う時代であり、また治国の道を説き明かす政道書がいくつも作られ流布した時代であった。よって、双方の性格を持つ『理尽鈔』の歴史的位置を明らかにするには、まず、兵学書、政道書それぞれの中で『理尽鈔』の位置を見ていかねばならない。

すでに筆者は、このような関心から、拙稿『東照宮御遺訓』の形成——『御遺訓』の思想的研究序説——⁴をまとめ、政道書の研究を開始している。『御遺訓』は、江戸幕府初代將軍徳川家康（天文一一—一五四—）元和二（一六一六）に仮託して作られた偽書である。しかしながら近世を通じて家康の真作と信じられ、写本として広く流布していく。ここから、筆者は、『御遺訓』という書物が近世の政治秩序、幕藩秩序、権力、被支配者民衆にとって、どのような意味をもったのか。『御遺訓』が描く東照宮像（家康のイメージ）の社会的機能はどのようなものであったか。またそれは各地に勧請された東照宮（東照社）といかにかかわるのか、さらには東照宮信仰と『御遺訓』との関連は如何」という課題を提起した。右の小稿ではその手始めとして、「各地に残る『御遺訓』の写本を徹底的に調査して、古い写本を探索し、諸写本の系統を明らかにする、地道な研究からはじめ」た。そして「ようやく百部を越えたところ」ではあるが、「これまで行ってきた『御遺訓』写本の調査結果を踏まえて、『御遺訓』の形成過程を考察

し」——いわば中間報告として——、「今後の研究のたたき台を提示」したのである。

本稿では、その成果を踏まえて、『本佐録』を取り上げたい。近世の政道書の代表的なものとして、『御遺訓』と並べて『本佐録』の名を挙げることに、異論はないであろう。従来の研究でも近世の政治思想に言及するときには必ずと言っていいほど、この書が取り上げられきた⁽⁵⁾（近年まで忘れられてきた『理尽鈔』とくらべて、はるかに知名度がある）。たとえば「百姓は財の余らぬやうに、不足になきやうに治る事道也」という『本佐録』の言葉は、江戸幕府初期の農政の基本方針を示すものとして（論証もなく）引用されてきたのは、周知のとおりである（しかもこの言葉の前半に注目し幕藩領主の本性である収奪性を露骨に表現したものであるという理解から、後半に重点を置いて理解するものまで、その理解には非常に幅がある）。『本佐録』という書名は、徳川家康の重臣本多佐渡守正信（天文七（一五三八）〜元和二（一六一六））からきている。本多正信の作と伝えられ、新井白石・室鳩巢・柴野栗山らは正信の真作だと強調しているが、その確証はなく偽書であろう。『御遺訓』と『本佐録』は、ともに偽書であり、前者は徳川家康（前掲拙稿で指摘したように『御遺訓』附録の重要な話者として本多正信が登場している）、後者は家康の補弼の臣本多正信に仮託される。両書は徳川初代將軍の政治の要諦を記したという由来を持つという点で、共通している。また両書は、政治思想の中味でも、同様の天道思想を展開している。天道から権力者への委任を説くだけでなく、両書とも天道―將軍―国主の委任論、すなわち天道思想と幕藩制秩序とを合体させた幕藩制的天道論を説いているのである。なお、拙稿「天道」と幕藩制秩序⁽⁶⁾で述べたように、この幕藩制的天道論は、一七世紀半ばの藩政確立期の改革主体である池田光政（岡山藩主、慶長一四（一六〇九）〜天和二（一六八二））・藤堂高次（津藩主、慶長六（一六〇一）〜延宝四（一六七六））・前田利常（金沢藩主、文禄二（一五九三）〜万治一（一六五八））らの発言の中に見える論理である。両書との関連が注目される。さらに、両書は、その流布という点でも、数多ある政道書の

なかでも比類なき存在である。『御遺訓』は未見のものも含めて一八八本の写本の存在が（前掲拙稿執筆時で）知られ、書写され流布した（前掲拙稿所収『御遺訓』データベース参照）。一方の『本佐録』は、『国書総目録』『古典籍総合目録』⁽⁸⁾によれば、八〇本ほどの写本に加えて、三〇本ほどの刊本の存在が知られている。これに加えて『本佐録』も『御遺訓』の場合と同様、全国各地に史料調査に行くと、しばしば両目録に未掲載の『本佐録』と出会うことができ、写本・刊本として相当流布している。

そこで、筆者は『御遺訓』の思想史的研究に引き続いて、作者も成立時期もさだかなことはまったくわからないこの謎多き書物を取り上げ、これが「近世の政治秩序、幕藩秩序、権力、被支配者民衆にとって、どのような意味をもったのか」、考察する作業を開始したい。具体的には、まず第一に、全国各地に残る『本佐録』の写本・刊本を徹底的に調査し、古い写本を探索し、諸写本の伝来事情・系統を明らかにする地道な研究を行う。⁽⁹⁾この作業の積み重ねにより、あるいは『本佐録』の形成過程がわかるかもしれない。第二に、『本佐録』はいかに受容されたか、その実態を掘り起こす必要がある。一の『本佐録』の悉皆調査も、こうした作業の一助となるのはいうまでもない。『本佐録』が具体的な場（時代・地域・階層）においてどのように受容されたか、その事実を一つひとつ掘り起こす地道な研究を蓄積することによって、はじめて『本佐録』の歴史的位置を探ることできよう。

第三に、こうしたフィールドワークにもとづく足で稼ぐ研究と並行して、『本佐録』の内容・表現を綿密に分析し、作者がそれを執筆する上で参考にした書物や影響を受けた人物等を特定し、作者のいわば思想的基盤を掘り起こしていく研究を行う必要がある。⁽¹⁰⁾それを踏まえた上で、第四に、筆者が提起した「太平記読み」を機軸とした政治思想史の構想のなかに、『本佐録』が位置づくかどうか、検討していきたい（もし位置づけられないとすれば、いうまでもないことであるが、構想そのものの再検討が必要がある）。本稿の課題である。

一 『本佐録』諸本の研究

まず、各地に残る『本佐録』の諸本（写本・刊本とも）を徹底的に調査して、古い写本を探索し、諸写本の系統を明らかにする、地道な研究からはじめたい。とはいっても現在までに調査を終えた『本佐録』写本は、ようやく八〇部（現存が確認される一一五部の内）を越えたところで、悉皆調査への道のりはまだまだ遠い（本稿末尾に付けた『本佐録』データベース一覧の表を参照されたい）。ではあるが、現時点での諸本の調査結果を踏まえて、何がわかったのか、ここで整理しておきたい。

諸本の間での本文の異同については、若干の語句の異同はときに見られるが異本は見つかっていない。これは『御遺訓』——ある意図をもって大幅な改訂を施した異本が形成された——と対照的である。『本佐録』は成立以来、改訂されることなく伝来してきたのである。書名に関しては、『本佐録』の他に、複数見つけた書名を挙げれば『正信集』や『本聞集』がある。『正信集』とは、本多正信の名を取って付けた書名であろうが、もう一方の『本聞集』は、どうしてこの名が付いたのか、その言われはわからない。注目すべきは、この『本聞集』が、本文と末文（「右七ヶ条ノ肝要ハ君一人……有増書付者也」）を載せるだけで、他の諸本に付されている序・跋の文がなく、もともとシンプルな体裁をなしていることである。したがって作者が本多正信だというような由緒をまったく説いていない。この書の本は、長崎県島原市立図書館松平文庫に収められている。周知のように当文庫は、好学の大名として知られる松平忠房（元和五（一六一九）〜元禄一三（一七〇〇））が寛文九年（一六六九）島原藩主に封ぜられて以来、幕末まで続いた島原藩松平家の蔵書であり、そのなかには「尚舎源忠房文庫」という蔵書印を押し、忠房の蔵書も

数多くある。この『本間集』（データベース番号113）にもこの蔵書印が押されており、この書は忠房の蔵書であり、忠房の在世中に書写された古い写本であることがわかる。実はこの忠房の蔵書については興味深い逸話がある。幕府儒官の林鷲峰（羅山の子、元和四（一六一八）〜延宝八（一六八〇））が、「借源尚舍本一写之。名曰治要七條。延宝五年丁巳五月十四日。林学士跋」（刊本『本佐録』跋文、もと『鷲峰林学士文集』巻一〇三所収）と、忠房の蔵書を借りて書写したというのである。ここから松平文庫本『本間集』は、鷲峰がこの跋文をものする延宝五年（一六七七）以前に書写されて忠房の蔵書になっていたことがわかる。『本佐録』データベース一覽から明らかのように、これまでのところ、延宝五年以前に書写されたという証拠をもつ『本佐録』は見つかっておらず、この書物は、現存する最古の写本だと言えるのである。

データベースの書写情報欄を見ると、書写年の記載があるもので最も早いのは、国立史料館蔵『本佐録』（番号48）であり、享保一二年（一七二七）四月二日に書写されたものである。この本は、弘前藩主津軽家旧蔵のものであり、目録には四代藩主津軽信政（正保三（一六四六）〜宝永七（一七一〇））の親筆とするが、年代がかわらず、誰が書写したか未詳である。次は享保一三年五月「信陽飯溪書」と記載する東京大学総合図書館蔵『本佐録』（番号44）である。これは紀州徳川家の旧蔵本を中心とした南葵文庫中の一冊である。続いて高知県立図書館山内文庫蔵『本佐録』（番号98、高知藩山内家旧蔵・谷家旧蔵、享保一六年四月中旬谷垣守写）・山口大学附属図書館棲息文庫蔵『本佐録』（番号96、徳山藩毛利家旧蔵、享保一七年小林伯元写）を挙げることができよう。いずれも歴々たる大名家の旧蔵本であり、享保年間から大名を中心に書写されるようになったのではと推定されるのである。また防府毛利博物館蔵『本佐録』（番号97、山口藩主毛利治親（宝暦四〜寛政三）による書写本）・島原市立図書館松平文庫蔵『本佐録』（番号山、島原藩主松平忠和（嘉永四〜大正六）文久二年正月写）は、藩主自らが書写したものであり、藩主が直々に書

き写すような価値の高いものとみなされていたことがわかる。他に書写した人物が分かる場合にも、たとえば東京都立中央図書館蔵『本佐録』（番号39）は幕臣蜂屋茂橋（？）明治六（一八七三）が文化一三年（一八一六）に書写したものであり、また国立公文書館内閣文庫蔵『本佐録』（番号26）には、歴代の書写者として、湯長合藩家臣渡辺氏、忍藩家臣西村光孝、田沼直包の名が上がっており、この書物を熱心に書写したのは武士たちであったといえるであろう。興味深いことに、前述の蜂屋茂橋は「就花月老公藏本写」と、松平定信（宝曆八（一七五八））と文政二（一八二九）の所蔵本にもとづいて書写した述べている。定信旧蔵の本は管見に入っていないが、『国本論』等の著作からうかがわれる定信の政治思想からして、定信自身が『本佐録』を持っていた可能性は高いと推定されよう。

このように『本佐録』は、領主層を中心とした武士たちに受容されている。どのように受容したのかについては、受容した一人ひとりにとって『本佐録』がいかなる意味を持ったのか、彼らの政治思想と『本佐録』の関連は如何といった詳細な分析が必要となろう。金沢市立玉川図書館大島文庫蔵『本佐録』（番号68）には、「鶴田先生」なるものの書き入れがあり、『本佐録』を講義に使うものがいたことがわかる。『本佐録輔翼抄』（番号112）『本佐録補翼抄』（番号113）は、神道・仏教・儒学の側面から『本佐録』の見解を敷衍展開した書物であり、徳川吉宗に献上したものの下書だという。吉宗への献上が事実か否かは未詳であるが、『本佐録』が武士の教育に使用されたことを指摘しておきたい。

次に見たいのは、武士層以外に広がるかどうかということである。京都大学附属図書館蔵『千金玉秘集』（番号117）は、『本佐録』の本文の随所に「因曰」として板倉周防守・井上河内守等の逸話を載せた書物であり、実は名古屋の貸本屋大野屋惣八（明和四年（一七六七）創業と伝える）の旧蔵書で、貸本の一つであった。興味を引かれることに、見返しに「此書二代將軍秀忠御上意ニ付、本田佐渡守正信書上有之、諸人心得ニ可成之事也」という貼札がある。

「天下国家を治御心持之次第」を述べたこの書物が、どうして貸本を借用するような「諸人」の「心得」になるというのであろうか。民衆が『本佐録』をどう読んだのかを解明できるような史料はまだ見つかっておらず、現段階では、この疑問を解決することができない。ただし、『本佐録』ではたった一箇所であるが、次のように説いている。

此天理にさへかなふやうにと、能常に心がけたらバ、上ハ天子国司郡主、其下々に至まで、子孫長く榮べし。仮初の事にも邪欲私欲に心をまかせなば、大人ハいふに及ばず、いやしの下賤に至るまで、一代二代の内に必亡ふべし（刊本より引用、第七条、傍線筆者）

後に見るように、『本佐録』の主眼は、天下国家の治乱を左右する天道思想を説くところにあるのだが、この天道が「いやしの下賤」の家の盛衰までに関わることを、この箇所で認めているといえよう。「諸人心得ニ可成之事」とは、この点をさすのであろうか。その実態の解明は、今後の調査に託さなければならぬ。なお、貸本屋大野屋惣八の蔵書目録によれば、この貸本屋は別に「本佐録 一（冊）」を有したとい⁽¹⁾う。また東北大学附属図書館蔵の刊本（番号124）は本文と附録の二冊からなるが、各冊の冒頭に「亀伊」の印が押してあり、やはり貸本屋の蔵書であったと推定される。貸本としても読まれていたといえよう。さらに宮城県図書館青柳文庫蔵『本佐録』（番号16）は、後に見る刊本（平安読書室蔵版）を書写したもので、ありふれた写本だが、これが青柳文庫旧蔵書を引き継いだものであることが注目される。青柳文庫は、青柳文蔵（宝暦一一～二七六）～天保一〇～一八三九）が天保二年（一八一三）に仙台に建てた文庫であり、士民を問わず誰でも利用できる公開図書館のさきがけとして知られている。この文庫中にも『本佐録』があったのである。民衆にも少なからず『本佐録』が読まれた可能性があり、民衆がどう読んだのか、今後、史料を掘り起こしていく必要があるといえよう。

以上、幾つかの本の書誌を挙げたが、それぞれの文章については、語句の多少の異同や表記（漢字片仮名混じりか

くずし字か)の違いはあるものの、諸本の間で大幅な異同を見いだせなかった。まだ未調査の写本をいくつか残している現段階では、諸本を対比することによって『本佐録』の形成過程を探るという方法——『御遺訓』研究ではこの方法はきわめて有効であった——をとることができない(もちろんすべての写本を調査し終えれば、諸本を系統立てて整理することは可能となるであろうが)。そこでここでは、『本佐録』の成立に関わる由緒を語る史料を見ておこう。⁽¹³⁾ 具体的には、刊本の『本佐録』には、いくつも序・跋を収録しているので、それを整理しておきたい。

刊本には「平安読書室蔵」版と「至誠堂蔵」版があり、両方とも刊記(刊行年、版元等の記載)がないが、後者は明治以降の版本である可能性が高く考察から外すことにする。平安読書室とは、京の儒医山本封山(寛保二(一七四二)〜文化一〇(一八一三))、本草学者山本七羊(安永七(一七七八)〜安政六(一八五九))の邸宅をいい、封山が天明六年(一七八六)に西本願寺一八世文如上人より一堂読書室を与えられこれを自邸に移転することに始まるという(現在の下京区油小路通五条上ル⁽¹⁴⁾)。この書は、本文と附録の二巻からなり、附録には、新井白石(明暦三(一六五七)〜享保一〇(一七二五))が「本佐録の事につきて御考問」に答えた文章等を載せている。この刊本の巻頭に収められているのが、柴野栗山(元文一(一七三六)〜文化四(一八〇七))の「本佐録序」である。それによれば、「友人山本蘭卿」が『本佐録』を篤信して数本を校合して正本を作り、序を求めてきたので、栗山はこの書について「平生所持⁽¹⁵⁾」の論、すなわち持論を書いて「序」としたという。附録中に「天明七年丁未冬十一月 越中山本中郎謹校」とあり、山本蘭卿は中郎とも名乗っていたようである。この蘭卿とは誰かという(従来未詳の人物とされていたが)、実は、平安読書室を主催した山本封山その人である。「越中」とは彼の出身地(越中国高岡の町人茶木屋日下庄兵衛次男⁽¹⁶⁾)である。それはともかくとして校合本が完成したのは天明七年(一七八七)一月ということになり、一方、栗山は「序」の末尾に「阿波国儒員柴邦彦書」と署名している。栗山が徳島藩儒から幕府儒員に抜擢

されるのは天明八年（一七八八）一月一日であることから、栗山の「序」は、天明七年末に執筆したものと推定できる。

さて、栗山の持論とは何か、見ていこう。「世有^ニ本佐録^ニ云、侯^ノ（本多正信）所^リ手録^ヲ以^テ告^スニ 台徳公^ニ（徳川秀忠）者^ト」返り点・送り仮名を適宜付した。以下同じ）、『本佐録』は本多正信が徳川秀忠のために手ずから編んだとする見解を、栗山は支持している。「東照公」（家康）の治世に果たした正信の役割（「暗賛黙輔」）を高く評価し、その言は中国の聖人の御代の「三代謨訓」に匹敵するとまで絶賛する。木下順庵（元和七―一六二一）〜元禄一一―一六九八）がこの書を論じて「謂^ニ王道^ノ最中^一矣、不^レ誣也」、すなわち「王道の最中」と評したのも当然だという。しかしながら「但人多疑^ニ其所^ヲ受^ル」、すなわち書の中で「唐人」に教え（儒学）を受けたといっているがそれが誰かをめぐって疑問が出されているという。それに対して栗山は、「藤原惺窩^ヲ数子^ノ」の他あり得ないという。「藤原惺窩数子」の力を借りて正信が執筆したと結論づけるのである。なお、栗山は寛政異学の禁を松平定信に建議した儒者である。すでに拙稿「天道」と幕藩制秩序」で述べたように、同じく定信に宛てて政治改革を具申した上書のなかで、栗山はいう。

畢竟日本国中之万民ハ天道より將軍家へ御預け被成被差置候様なるものにて御座候（中略）。下方民は天道より將軍家へ御預被成、又將軍家より御役人衆へ御預被成被差置候事に御座候（『栗山上書』¹⁶）

ここで説かれている天道思想は、幕藩制秩序を組み込んだ幕藩制的天道論である。これは『本佐録』の見解と同一であり、栗山が『本佐録』に拠って幕藩制的天道論を説いた可能性はきわめて高く、少なくとも栗山の委任論の源泉の一つにこの『本佐録』があったことは確実であろう。

さて、刊本の二つ目の序は、幕府儒官室鳩巢（万治一―一六五八）〜享保一九―一七三四）が享保一〇年（一七

二五)に執筆した「題下本多佐渡守藤政信論治道國字書」(原物は藩老本多藏品館蔵、また『後篇鳩巢先生文集』卷一五所収)である。鳩巢の議論も、世間に流布している「本佐記」の眞贋問題から始まっている。

近世贋書多出、往往有矯名賢之作、以售其說者。雖此書亦為輿論之所疑。唯順庵木先生白石新君美、皆以為出於佐州君之手、無可疑也。

興味深いことに、鳩巢によれば、この『本佐録』に關してもその偽作が疑われていたという。実は筆者が調査した『本佐録』にも二本、偽作だと断言したものがあつた。一つは、高知県立図書館山内文庫蔵『本佐録』(番号98)である。この書は、享保一六年(一七三二)四月中旬に谷垣守(谷秦山の子、元禄一一(一六九八)〜宝曆二(一七五二))が書写したもので、その末にいう。

潮案、此書恐本田姓ノ言ニハアラシ。全篇ノ旨儒学ノヨダレヲネムリテ言タルモノ也。吾国王道武道ノ片ハシモシラヌモノ也。蓋輕薄ノ徒是ヲ作名ヲ本田氏ニ託シテ僞ヲ術ヲフモノ也。読者考之

『本佐録』は儒学に偏していると批判する。谷秦山―谷垣守は垂加神道に傾倒しており、おそらくこの立場からするものと推定される。この案語を書き記した「潮」が誰だか未詳であるが、垣守の子で家学を嗣いだ谷真潮(享保一二(一七二七)〜寛政九(一七九七))の可能性もある。とすれば、真潮は父の手沢本に書き込んだことになる。

もう一つは、金沢市立図書館藤本文庫蔵『本佐録』(番号71)である。これは慶応四年(一八六八)、明治元(藤本清辰書写本であるが、その末尾に、正徳五年(一七二五)七月二一日付の次の一文を載せている。

其文拙其趣鈍、不知時勢、當時之政務、無益之事情。恐腐儒薄才之者、穢正信之賢名、作歟。頗疑惑仕候

署名がなく誰がどういふ思想的背景から発言しているか未詳だが、「腐儒」といふ言葉から、当代の儒者が政務に無益なことを説いているとみなし、そうした儒者に反感を持つものの仕業と推定される。このように近世においてす

でに偽作説が囁かれていたことがわかる。

さて、鳩巢の議論に戻ろう。鳩巢は、そのようななかで正信真作説を説いた人物として、木下順庵（鳩巢の師）と新井白石（木門の先輩）の名を挙げ、続けている。

佐州君次子安房守政重号大夢二者、始仕平加賀為国老。子孫承襲以至今安房守政昌已四世矣。其家藏先世旧物中有簡牘文書、此書居其一焉。於是始知此書為佐州君之所撰而成當時啓沃之餘也。順庵白石之監定亦可謂、信而不謬者矣

本多正信の次男である本多安房守政重（号大夢、天正八（一五八〇）〜正保四（一六四七））が金沢藩に仕えて以来、本多氏は代々家老（石高五万石）を勤めて四代を数えている。その本多家の「家藏の先世の旧物」の中からこの書物が出てきたのである。ここからこれが正信の撰んだものであることが初めてわかった。順庵・白石の鑑定は正しかったのだ、と鳩巢はいう。『本佐録』が正信の子孫宅から出てきたことを根拠に、真作だと結論づけているのである。さらに鳩巢は続けている。政重の長男政長（号素立軒、寛永八（一六三一）〜宝永五（一七〇八））が手ずから写して息子の政寛に与えた本が、政長の没後初めて出てきた。今夏（享保一〇年夏）、鳩巢の金沢藩儒時代の門人である青地齊賢（金沢藩士、号兼山、寛文二二（一六七二）〜享保一三（一七二八））が、この政長親書本を書写し、鳩巢に送ってきたのに応え、この文章を書いたのだという。「佐州君」（本多正信）がこの書物を天下に用いて「神廟」（家康）の「創業」、「台廟」（秀忠）の「守成」に貢献したように、「房州君」（本多政重）はこれを国に用いて金沢藩政に貢献していることを嘉して、鳩巢はこの文章を締めくくっている。

本多家所蔵の古文書等を調査した『本多家古文書等写』⁽¹⁸⁾ 卷一には、「一 素立軒自筆本佐録 老冊 鳩巢拔」、
「一 本佐録ニ係ル書類」、「本佐録信頼事條」とある。政長（素立軒）親筆の『本佐録』は確かにあり、鳩巢の跋文

が付けられていた（共に藩老本多藏品館に収蔵・展示されている）という。「本佐録信頼事條」とは、青地礼幹（金沢藩士、斉賢の弟、鳩巢門弟、延宝三（一六七五）〜延享一（一七四四））の『質問本佐録信疑事條』のことであろう。残る「本佐録ニ係ル書類」に、鳩巢がいうところの「先世旧物中」の「簡牘文書」が含まれていたかも知れないが、現段階では確認することはできない。また政長親筆本も書写年の記載がなく、政長の没年である宝永五年をどれだけさかのぼるのか、未詳である。『本佐録』の出所とされる政重・政長周辺の精緻な調査を今後行っていかなければならない。

刊本の三つ目の序は、作者・年月日の記載のない「本佐録序」である。「此書之趣者、神祖之御家老本多佐渡守正信本作なり」という一文から始まるこの文章は、実は多くの写本の『本佐録』『正信集』に載せられているもので、当時もっとも有名な序である（逆に右に紹介した二つの序は、刊本及び刊本を書写した本のみに見られる稀少なものである）。秀忠に「天下治乱国家の盛衰、人君の存亡、万民の苦楽、如何成所より起るぞと工夫したる事有や」と尋ねられた正信が、「年来此事のみ昼夜工夫仕、賢才の人につね」聞いたことを書物にして、秀忠に献上したのがこの書物だという。それに続けて、將軍家の「御秘藏」の書物がどうして世に出たのか、説明している。それによれば、この書物の「下書」が正信の次男本多政重に送られた。政重の家老戸田鞠負助（やげいのすけ）がその書写本を所有し、京で隱遁生活を送っていた（歳は「七十余」、雲斎と号す）ときに、「予」（この序の作者）が友、三宅玄賀が鞠負助に懇望して書写し、息子孝伯に送った。予もひたすら所望してこの書物を借用して写し取った。『本佐録』という題号は、玄賀の命名で、献上のときには題名はなかったという。この「序」もまた、本多政重の家から出たという由来を述べているが、戸田鞠負助の消息や、写本が伝わる経緯を記した史料はこれまで見つかっておらず、真偽を確かめるすべがないのが現状である。

刊本には、本文の最後に、前述の林鷲峰による延宝五年五月一四日付けの跋文を収めている。実はこの鷲峰のみ、まったく異なる由来を伝えている。「出自故本多豊前守正貫家」といい、正信の弟である正重の息子（養子）正貫（文禄一（一五九三）？寛文二一（一六七二））の家から出たものであり、その家伝によれば、正信が藤原惺窩に執筆を願って作成し秀忠に献上したという。「冊中説理通徹、述詞不滯。雖為惺窩作、不為誣乎」と、その内容と文章から惺窩の作となしても偽りではないと鷲峰は論評している。筆者が調査した弘前市立図書館蔵『本田正信書』（番号5）の末尾には、「右本田佐渡守正信の書なり。今の本田伯耆守正温四万石駿州益津郡田中の御城主の御先祖也」という書き込みがある。本多正温（明和一（一七六四）〜天保九（一八三八））は駿河国田中藩主であり、（厳密には正信の子孫ではないものの）確かに本多正貫の子孫にあたる。その藩主在任期間は安永六年（一七七七）から寛政一二年（一八〇〇）までで、この『本田正信書』がこの時期に書写されたものであることがわかる。書写者は不明であるが、『本佐録』から正貫家の子孫である正温を連想する者がいたことは興味深い。

正貫家に関しては、さらに興味深い事実がある。林羅山（天正一一（一五八三）〜明暦三（一六五七））が『本多正信碑銘』⁽¹⁹⁾を執筆しているが、羅山にこの碑銘を懇請したのが、「慶安二年己丑六月七日 本多豊前守正貫 立」（『本多正信碑銘』末尾）なのである。本多正信の子孫は、正純家が絶え、政重は金沢藩の家老となり、いわば正信の血統を継ぐものが幕臣にはいなくなった。正貫は、自らがそのような立場にあると意識して碑銘執筆を依頼したと推定されよう。⁽²⁰⁾さて、この羅山筆の碑銘には、「政事軍謀知而無不言、諷諫善巧思而無不告」と、正信が政事・軍謀両面で才能を発揮したという。また正信・正純父子の権柄は、「雖細川頼之頼元之管轄、亦不能過也」と、室町幕府の細川頼之・頼元を越えていたとまで述べていながら、『本佐録』については一言の言及もないのである。やはり羅山が編纂にたずさわった『寛永諸家系図伝』⁽²¹⁾（寛永二〇年（一六四三）編修）では、「軍謀密策知而無不言」と

正信を高く評価しているが、ここでも『本佐録』への言及がない。『寛政重修諸家譜』（文化九年（一八一二）完成）に至って、その末尾に「かつて治国のことを論ぜし書七條をしるしたてまつる世にこれを本佐録と稱す」と、ようやく正信の事績として『本佐録』執筆が記されたのである。ここから考えられることは、寛永二〇年、慶安二年（一六四九）の時点で、『本佐録』の存在が知られなかった可能性が高いのである。少なくとも羅山は知らなかったし、あるいは正貫も知らなかった可能性すらある。『本佐録』そのものが慶安二年以後に作られた可能性も含めて、考察を進めなければならない。これも今後の課題である。

刊本には、「附録」が付されている。⁽²²⁾これは、青地礼幹が『本佐録』についての疑問を新井白石に提示したのに応えて、享保八年（一七二三）八月に白石が執筆したものである。このなかで、白石はこの書物の出所について、師木下順庵の説として次のようにいう。

先師にて候ものの申候ひしハ、此程池田勤兵衛の家に秘せしもの也といひて、借されしもの。佐州撰呈の跡也
池田勤兵衛は、旗本池田貞雄（勤兵衛は通称、慶長一八（一六一三）〜貞享四（一六八七））のことであろう。勤兵衛は、徳川家光に仕え、寛永一八年二月二日には、若君（家綱）の病氣平癒の賀で「納戸番」「池田勤兵衛貞雄銀十枚」と褒美を貰っており（『徳川実紀』）、家綱の近くに仕えていたのであろう。後に幕府の書物奉行（延宝二（一六七四）〜貞享一（一六八四））を勤めている。順庵はこの池田勤兵衛からこの書物を借用したのだという。だが、池田勤兵衛との関わりを伝える写本は、これまで見つかっておらず、この説も確認することができない。

以上、『本佐録』諸本の調査の途中経過を報告するとともに、刊本・写本の序・跋の分析から『本佐録』制作にかかわる由緒を見てきた。これまで発見された最も古い写本は、島原藩主松平忠房旧蔵『本間集』であり、その書写年は延宝五年（一六七七）以前であることがわかった。おおまかにいって一七世紀半ばには成立していたとは言えよう。

今後の悉皆調査により、さらに古い『本佐録』が現存しているかどうか、明らかにしていかなければならない。『本佐録』の由緒については、その出所について本多政重家説・本多正買家説・池田勘兵衛家説があり、そのうち本多政重家説が最も支持を得ていたことがわかった。これについても三家に関わる史料の探索を今後行って行かねばならない。

二 『本佐録』の基礎的研究(一)

『本佐録』は、謎の書物である。前章で『本佐録』諸本の研究を行ったが、現段階では謎が解けるどころか、ますます謎が深まるばかりである。そこでもう一つのアプローチで、この謎多き書物に挑んでいこうと思う。すなわち、『本佐録』の内容・表現を綿密に分析し、作者がそれを執筆する上で参考にした書物や影響を受けた人物等を特定し、作者のいわば思想的基盤を掘り起こしていく研究を行っていききたい。なお、『本佐録』は、諸本により内容上の違いはあまりないので、以下、テキストとして刊本『本佐録』(東北大学附属図書館蔵、番号124)を利用する。同系統の刊本を底本にした石毛忠氏による翻刻・頭注・補注(日本思想大系²³)や、諸写本も適宜参照することとした。引用は原則として現行の字体を用いることとする。

『本佐録』は、林鷲峰が「治要七条」と呼んでいるように、七ヶ条からなる。巻頭の目次を挙げよう。

天下国家を治御心持之次第

一 天道を知る事

二 身を端する事

付 我身の行国の政悪しきを前廉に知事

三 諸侍の善悪をしる事

四 国持の心を知る事

五 家を継べき子をえらひ

付 後見の人并おとなやくの人えらふ事

六 百姓仕置の事

七 異国と日本との事

第一条では、日本の主人である天子に天下の政治を委任する天道思想の概要を語っている。冒頭の文章を挙げよう。

①天道とハ、神にもあらず。仏にもあらず。天地のあいたの主しにて、しかも躰なし。天心ハ万物に充滿して、至らざる所なし。縦ハひとのこゝろハ目にも見えすして、一身の主しとなり、天下国家を治る事も、此心より起ルか如し。②彼天道の本心は、天地の間太平に、万人安穩に、万物生長するを本意とす。また天下を主人を、天子といふ。天下を治へき其心器量にあたりたる人を撰ひ、③天道より日本のあるしと定るなり。(①)③、傍線は筆者による、以下同じ)

この一文をはじめとして『本佐録』の文章が、『心学五倫書』・『仮名性理』・『千代もと草』等と類似していることから、その関わりがこれまでも指摘されてきている。古くは、中村勝麻呂氏「本佐録考」(一九〇一年)、石川謙氏『石門心学史の研究』(一九三八年)、太田兵三郎氏「藤原惺窩集卷下解題」(一九四一年)があり、近くは石毛忠氏(前掲日本思想大系28、一九七五年)、山本眞功氏『心学五倫書』の基礎的研究』(一九八五年)等がある。このうち、『心学五倫書』・『仮名性理』・『千代もと草』の三書の関係については、山本眞功氏による諸本の調査に基づく緻密な

研究があるので、それに依りつつ簡単に整理しておこう（詳細は山本氏前掲書を参照されたい）。山本氏によれば、三書のうち最初にできたのは、『心学五倫書』である。この書物には著者名がないが、江戸時代を通じて熊沢蕃山（元和五（一六一九）〜元禄四（一六九一））説が囁かれている。蕃山の名を冠した『心学五倫書』も刊行されているが、蕃山自身は自著であることを否定している。現存する最も早い刊本は慶安三年（一六五〇）本であるが、さらに数十年さかのぼると山本氏は推測している（ただし古い写本が見つかっているわけではない）。『仮名性理』は、元禄四年（一六九一）に藤原惺窩の著書と銘打って水戸の書肆から刊行されたもので、野間三竹（慶長一三（一六一〇）〜延宝四（一六七六））が識語を寄せている。その識語（寛文九年（一六六九）三竹「題」）によれば、惺窩が老母のために儒学の要諦を仮名書きしたものだという。山本氏によれば、これは『心学五倫書』に加筆・改竄の手を加えて成立した二次書で、成立時期はおそらく寛文七〜九年であり、水戸の書肆が出したいわば地方出版であったため、ほとんど流布していないという。『千代もと草』はさらに時代がくだった天明八年（一七八八）に、三都の一つ大坂の書肆から刊行された。内容は『仮名性理』を改題したもので、やはり藤原惺窩の作として出されたという。以上のように、この三書のうち最も古いのが『心学五倫書』である。そこで以下、『心学五倫書』と『本佐録』との関係を具体的に見ておこう。

先に挙げた『本佐録』第一条の冒頭を『心学五倫書』⁽²⁵⁾と比較すれば、『本佐録』の①の箇所は、『心学五倫書』第一条の次の傍線を引いた箇所と表現が類似している。

天道とは、天地の間の主人なり。形もなきゆへに、目にも見えず。然ども春夏秋冬の、次第のみだれぬごとくに、四時をおこなひ、人間を生ずる事も、花咲実なる事も、五穀を生る事も、皆是天道のわざなり。人の心はかたちもなくして、しかも一身のぬしとなり、爪の先髪筋のはづれまで、此心行わたらずと云事なし。此人のこゝろは、

天よりわかれ来て我心と成なり。本は天と一躰の物なり。此天地の間に、有とあらゆるものまで、皆天道のうちに、はらまれて有なり。(中略)人の心の内へは、天の行渡らざる事なし。此故に、一念慈悲を思へば、其一念天に通じ、悪を思へば、其悪天に通る故に、君子は独をつゝしむ

『本佐録』の②の箇所は、『心学五倫書』第七条の次の一文と類似している。

天の本心とは、天地の間にある程の物をさかゆるやうにめぐみ給ふなり。人と成て慈悲をほどこすを、かん要とするなり(下略)。

『本佐録』の③の箇所は、『心学五倫書』第八条の文「一国の主は、一国の父母と、天道より定め給ふ」と類似している。

このような両者の間には類似する文章(太田兵三郎氏は一〇箇所、石毛忠氏は一〇余箇所指摘)がいくつもある。これは偶然とは見なせず、何らかの関連を有すると考えざるを得ない。であるが、同時に注意する必要があるのはその相違点である。右に『心学五倫書』の文章を若干長く引用したのは、相違点を見たいがためである。その第一条を見ればわかるように、『心学五倫書』では「春夏秋冬」の序列、人間の生成、花・実・五穀の生成……と、天道を中核とした宇宙論が語られている。そしてそのように生成してきた人は「独りを慎しむ」(『中庸』)必要があると、宇宙論と関わらせながら人の学問工夫(『心学』)のあり方を説くのが、『心学五倫書』の特質である。それに対し、『本佐録』では、ここではそのような宇宙論に言及しない。いかにすれば天下国家を安穩に治めることができるか、天下の治乱を左右する天道の理をどう把握するのかという点に、議論を集中させている。

『本佐録』第二条では、『論語』堯曰篇から堯が舜に天下を譲ったときの言葉(道統の伝)「天曆教在爾躬、允執其中、四海困窮、天祿永終」を引き、「此語の意は、天道より天子に、天下を与へ玉ふ心は、天理を行ひ、天下の方

民を安樂に治むべし、天下の万民困窮し、くるしみつかれば、あたへ給ふところの天下、ことごとく亡ぶべし。此語を能行ひ得たる人を、聖人といふ也」と解釈している。すなわち『本佐録』によれば、聖人の道統の伝は、天下の万民を安樂に治めることなのである。

では、『心学五倫書』はどういうのであろうか。

人心惟危、道心惟微、惟精惟一、允執厥中、此十六字は、堯舜禹の、天下を治め給ふ心法なり。堯舜とは、天下の大聖人なり。天下の大事は、則国をやすく、天下を平にする外はなし。其伝授の大事は、中の一字なり。古へより聖人賢人皆此中の一字をもつて、道統の伝をさづけ給ふ。中とは中庸の道なり。中庸の肝要は、誠の一字なり。誠とは毛頭も天理にたがわぬ所なり。孟子の人欲をとぐめ、天理を存すと、説められたると、此中の一字なり。此十六字、万世聖人心学の伝授なり（第一八条）

『心学五倫書』では、道統の伝を『中庸』から引用し、朱子学でいう誠意の工夫に結びつけて、それを聖人の心学と位置づけている。これに対し、そういった工夫のあり方を一切説かず、政道論に特化させているのが、『本佐録』の特質だといえよう。

中村勝麻呂氏以来、先行研究が指摘していることであるが、『本佐録』は、「仏法禅法今の世の儒者、皆堯舜の道の妨と成て、天下の乱の本となる事を不知候也」（第七条）等と、繰り返し当代の日本の儒者を批判している。それに対し、『心学五倫書』には、そのような発言は見えない。また石毛忠氏が（頭注・補注において）指摘しているように、『本佐録』は「文武の二つ兼すんば、治る事成かたし」と、文と並べて武を高く位置づける。漢の高祖が世を治め得た理由として「武勇と志の大き成と、臣下の謀に随ふ事」を挙げ、その筆頭に「武勇」を位置づけている（第七条）。一方、『心学五倫書』では、同じ高祖について、「宝」と「美女」を遠ざけ「人を憐」む政治を行ったからだと

して、「武勇」を挙げておらず（第二〇条・第一四条）、この点でも両書は異なる。さらに、『本佐録』では、「学文ハ聖人の天下を治む法度なり。政隙ひま有時ハ書物をも見るにまかせて聞べし。然共文に心を入れて徒に書物をもて遊び、一日も政におこたる時は天命に背く。只理計はかを聞べし」（第二条）と、学問は聖人が天下を治めた法度だとして、学問を政道に従属して捉えようとする傾向があり、それ以外の無益な学問を行うことを戒めている。『心学五倫書』では、人間が天道から与えられた「明德」（本来性）を確信し、「明德のかゞみ」を磨くべく、少しの「私欲」も無くし、「学問の妙所」に至ることを説く。両書は、学問観でもかけ離れているのである。

以上、紙数の関係もあり非常に早足に、『本佐録』と『心学五倫書』とを比較してきた。両書は類似した文章を持つにもかかわらず、それぞれが拠って立つ思想的基盤は大きく異なっているといえるのである。両書の前後関係につき、従来の見解では、『心学五倫書』↓『本佐録』とみるのが一般的であった（石川氏、山本氏、石毛氏前掲書参照）が、筆者の検討では、その証拠を見いだすことができなかった。かといって『本佐録』↓『心学五倫書』ということ主張する論拠もない。両書が関係を持つことは確かであるが、その関係がわからない。謎はますます深まるばかりである。

三 『本佐録』の基礎的研究（2）

考察すればするほど、いよいよ袋小路に入った感がある。しかしながら、一挙に事態を打開するような突破口があるわけではない。前章と同じように、『本佐録』の内容・表現を綿密に分析し、『本佐録』の作者がそれを執筆する上で参考にした書物や影響を受けた人物等を特定する、地味で地道な作業を行っていくほかはない。

『本佐録』は、先にも見たように、七ヶ条からなる。第一条の「天道を知る事」は、権力者に天下の政治を委任する天道、天下の治乱を司る天道が存在しているとする。この「天道の理」について「日本の物知り」に尋ね聞いたのだが、わからないまま「数歳を送」り、「唐人の物知といふ人、日本へ来るとき、此不審を問」うて、ようやくこれを理解することができた。「口伝にあらざれば、真の妙所に至」ることは難しく、「言語にのへられぬ一段」はあるものの、その「大方を書付」けたのだという。このように第一条はこの書物の主題が天道にあることを述べた上で、その要諦を書き記すに至った経緯を記した序文にあたるものだといえよう。

第二条の「身を端する事」は、次の冒頭の一句がこの条の主旨を示している。

天下を持人は、身端し、心を誠にして、天下泰平に、万人安穩に、政を行ふ時は、天道にかなふ。若私欲にふけり身の栄花を極め、万人恨を含ハ、天道に天下を取返され、子孫永くほろぶべし

これに続けて、先に引いた、堯が舜に天下を譲ったときの言葉（道統の伝）「天曆数在爾躬、允執其中、四海困窮、天禄永終」の語が引かれる。そして（再掲すれば）「此語の意は、天道より天子に、天下を与へ玉ふ心は、天理を行ひ、天下の万民を安楽に治むべし、天下の万民困窮し、くるしみつかれば、あたへ給ふところの天下、ことごとく亡ぶべし。此語を能行ひ得たる人を、聖人といふ也」と、この語を解釈することによって、天道の機能・役割が説明される。すなわち、天道の機能・役割を言うときに、いわばその証拠としてこの語を援用しているのである。

さて、この条に、前引の「学文」は「理」だけを聞くべきだという学問観が展開されている。これを次の文とくらべて欲しい。

評云、国政ヲ司者、諸人ノ訴ヲ閣テ文ヲ学サへ、政道障ナルニ、其外ハ何ノ遊ヒニテモ有レ、皆障也。政道ヲ閣テ餘事ヲ行フハ皆アシシ。行餘力アル則ハ以テ文ヲ学ブトコソアンナレ（巻五）

評云、学ヲ好ニ有ニ意得、万卷ノ書ヲ習読テモ、意ヲ不レ知如ニ鴉鳴。且意ヲ知ト云エドモ、奥ノ意ヲ不レ知有リ私云、相應ノ理ヲ不レ知ナリ。毎事ニ意不足、又邪事ノ行アリ（卷一〇）

書物の奥意である「相應の理」を知るために文を学ぶのだという。一見すれば明らかなように、これは『本佐録』の学問観ときわめて類似している。実はこれは、筆者が「太平記読み」と呼んでいる『太平記評判秘伝理尽鈔』（『理尽鈔』）の一節なのである。⁽²⁸⁾この類似は、たんなる偶然であろうか。

『本佐録』第二条の最後では、為政者は智慧をみがかく必要があるとして、「舜の智慧のみがきやう」を模範として挙げる。それによれば、舜は「諸人賤しき者にも、天下の為になるべき事を問、又目前の浅き事をも問聞て、扱諸人の善言の内にて、勝れたる善言を、舜の広大なる智慧にて察して、扱それを我智慧として、天下を治めたり」。しかしながら「日本ハ智慧浅くして、賤者に物を問ふ事を恥とす」るので、次のようにせよと提言している。

大臣に智慧深く正露なる人を撰て、少の事を独りくわけて呼出し、談合して智慧の上下を察して能事をとり、悪敷を捨べし。又心かしくて弁舌の不足もの有て、口にて云事聞がたくハ、其言を一々に書付させて見、其中の能事を取かへ、我智慧として用ゆべし。（中略）私の智慧を自慢してハ、小家をも治事不可成候

一人ひとり呼び出して意見の具申をさせたり、意見をまとめた書き付けを提出させて、大臣の智慧を自らの智慧とすべきだという。この箇所は、『心学五倫書』になく、『本佐録』独自のものである。

ところが『理尽鈔』にいう。「将」たる者は「其身ノ才ニ慢ジテ人ノ謂事ヲ不レ聞アリ」（卷一〇）、慢心して人の意見を聞かないことがあるが、「老若貴賤ニ不レ限、能事ニハ可レ随」である。「聖人ハ（中略）先人ニ謂セテ、我思ニ不レ相則ハ、人ノ謂シヲ能案ジテ我思ヒシト人ノ才ト勝劣何ニアリヤト分別シテ、先人ノ我ニ勝タル才智ヲ謂出シテ（下略）」（卷一〇）と、聖人を引き合いに出して、人に意見を言わせて吟味せよという。『理尽鈔』には、すでに筆者

が繰り返し指摘してきたように、武略と治国の双方を教諭する理想的指導者としての楠正成像が造形されている。次の発言も正成のものである。

評定ヲ加ルニ聖ノ評定ハ人ノ謂事ナシトテ、其事ヲ書テ事ノ題ト号シテ是ヲ老中一人宛ニ遣ス事面々ニシテ、隠シテ是ヲ書テ被_レ出、各御異見ヲ受ト謂シ。依_レ之面々ニ分別ヲ書出シケレハ、其人ヲ呼寄、愚意ヲ聞テ正成ガ分別ニハ益テ侍ル、又劣リテ人ノ善ヲ以テ我カ分別ニ加ヘテ事ヲ成セシ故ニ誤少カリシトニヤ。又坐中ニテ評定セシ時モ上ヨリ一人ツ、謂セシトナリ。徳アマタアリ。老中ノ智発ス(下略)(巻一六)

一読して分かるように、これは『本佐録』の一句と驚くほど類似している。『理尽鈔』と『本佐録』、両書が密接な関連を有するのは確実であろう。『理尽鈔』がいつ作成されたのかについては確実な史料がなくさだかではないもの⁽²⁹⁾、遅くとも慶長の末年、一六一〇年代には世に出ている。研究の現段階では、一七世紀の後半によく出てくる『本佐録』より前に『理尽鈔』があったことは明らかであり、『本佐録』は『理尽鈔』の見解を受けている可能性が高いのである。第二条の他の箇所でも、いくつも『理尽鈔』の文との類似点を指摘できるが、紙幅の関係でいちいち指摘せず、先を急_ごう⁽³⁰⁾。なお、第二条では、中国の聖人堯が丹朱という息子があ_りながら、それに天下を譲らず、歴山で田を耕していた舜を見_いだし天下を譲った逸話を引いているが、これは『太平記』巻三二に載せられている。この条に限らず、中国の故事等を『本佐録』はいくつも引用しているが、そのいくつかが『太平記』に収められた逸話であることも注目しておきたい。⁽³¹⁾

さて、第二条には付けたりがある。「付 我身の行国の政悪しきを前廉に知事」条である。冒頭の一句を挙げよう。国乱天下の乱れんとする時ハ、或はほうき星、或ハ大地震、大火事、大洪水、飢饉、或ハ好色、あるひハよしみ深き能臣下、多く死する事あらハ、天子の政悪敷によつて、人民のくるしみ天に通し、天下国家を亡す事を、天

道より告ると知べし。時をうつさず、天子心を改め、大臣奉行の行ひ是非を糺し、正路なる横目を、国々へ遣し、万民安穩の政を施すべし、政を改る時ハ、災ハ程なく消るものなり

これもよく引用される有名な文章である。『本佐録』によれば、悪政により人民の苦しみが天に通じ、天変地異等が起こる。天変地異はいわば天道よりの譴告であり、それを受けて政治を改めれば、災いは程なく消えるという。『心学五倫書』には、これに相当する箇所はない。確かに第八条で「父母と成て其国の、人民を苦しめぬれば、必ず天罰を蒙りて、悪はなほだしければ、一代の内ほろび」とは言うが、それをあらかじめ知って、悪政を改めよという政道論は説いていない。では『理尽鈔』ではどういっているのだろうか。

『理尽鈔』は（すでに拙著で明らかにしたように）、「天能覆能万物ヲ慈ム。国主又此徳を具スル物ナ（リ）」（巻八）と、領主は万物を慈しむ天の徳を具有するものだととして、民を恵む仁政を領主の責務とする。それを果たさず「下民ヲ貪ル」過度な収奪をする領主は、「自然天道背人望背ク故、不レ久シテ亡ル物ゾ」（巻二七）という。すなわち領主の上位に領主に政權を委任する天道が存在しているとし、領主はこの天道に見放され滅びないように、民を撫でる仁政を行わなければならないとする。さらに『理尽鈔』はいう。

大善人大悪人ナントノ亡ンカ、又国家ノ乱ンニハ、必瑞有ヘシ（巻二七）

と、あらかじめ兆候があるとみなす。「国ニ主タル者君ニ臣タル者、天地ノ変アラハ、心行可レ嗜、自然ニ家安穩ナラント也」と、為政者はその兆候を察知して、心・行を嗜めば（要するに政治を改めれば）安穩に治まると説いている。これは『本佐録』の主張と一致しており、この点でも『本佐録』と『理尽鈔』とは共通しているのである。

第二条の付では、もう一つ、「仏法を信し、護摩をたき、経を讀て祈る。皆是まيسの身すぎの為に仕置たる事なり。不可信。仏心にも違たり」と、当代の仏教を売僧のなりわいだと批判していることにも注意しておきたい。こ

れは、最終条の第七条でも繰り返される『本佐録』の仏教観であるが、実は拙著ですでに明らかにしたように、『理尽鈔』も、売僧論を展開している。『理尽鈔』によれば、当代の僧侶は「為ニ利欲ニ為ニ一身立^{ツク}ニ偽ル、売僧ノ国賊」(巻二四)、「山門ノ法師ニ不限、今時僧ノ法則ヒトヘニ皆売僧タリ。天地ノ恩ヲ受テ天地ノ用ニ不立、此盜賊ノ賊也」と。『本佐録』はこれを受けたと推定されるのである。なお、興味深いことに、『心学五倫書』でも、「今時の出家は、仏をあきないにして、身をすぐるゆへ、人の心をだまし迷すばかりなり」(第一五条)で同主旨のことを述べている。『心学五倫書』も、『理尽鈔』の影響下にある可能性がある。

第三条は、「諸侍の善悪をせる事」というタイトル⁽³²⁾からわかるように、侍の善悪を選ぶことの肝要さ、その方法を述べる。冒頭では、心がよこしまでへつらう佞人^{わいじん}と忠臣とが見分けにくいと述べる。次のごとくである。

君の為に深く忠をおもひ、節にあたりて一命を可奉と思ふものハ、折にふれて天下の政の悪敷をそしり、時として耳に逆ふ事をいさめ、出頭の者のあしき事をそしりて、にくまるゝもの有。又君の為を次にして身を立んとおもふ者ハ、縁を求て上の聞へ能、御心に入行ひばかりを嗜む者あり。身を立んと思ふ故に、君の心に合やるばかりを勤て、君の悪をいさめざるなり。忠節を思ふ者ハ君の悪をやめんとする故に、かならず君の心に背くことあり。君の心に背とも不^レ願いさむる程の忠臣の者は、君^{ひとり}独身^{ひとり}に成事あれとも、一心なきもの也。義理をしらず身をたてんと思ふものハ、君の大事におよふ時に、身を立んため計のことにこそ主と頼たれと思ひ、忽にこゝろを替て、又先にて身をたてんと思ひ、折を見大きな謀をするもの也。明君たりといへとも、忠臣佞人見知りかたきものなり

そして、この条の末尾では、忠臣と佞人とは、「智恵の眼にあらねば、見へかぬるなり」といい、第三条を結んでいる。実は、『理尽鈔』においても、臣下の善悪を知ることの重要さと難しさを繰り返し強調している。「凡^も闇主^{ヤミ}ハ

上下遠フシテ臣ノ善惡ヲ不_レ了、親キヲ近付_フ也、人謂ヲ以テ是ヲ信シテ善惡ヲ定。拙哉。耳ヲ信ル主ハ、行ニ誤リ有ト云々。意智_ハ、目ヲ以テセス、人ノ謂ヲ信ルハ誤リアリト也」（卷二六）と、臣下の善惡の見極めは智慧の目によらねばならないという。次も『理尽鈔』の文である。

凡_オ忠臣ハ主ノ為ニ死セシテ喜_トシテ、是ヲ願フ。諫メ死スルモ戰場ニテ死スルモ同シコトナレハ、一命ヲ輕クシテ非ヲイサムヘキ事ソ。然_ルヲ不_レ諫、是ヲ尸位ト名クルナリ。又新恩ヲ受ンガ為メニ不_レ諫、猶惡シ。臣ノ中ノ賊也。又諫ルニ品アリ。諫ルニ事ヲ寄テ、其主ノ好ム惡事ヲ説事アリ。此ハ主ノ意ヲ知テタカハズ謂_シテ新恩ヲ受ント思ニアリ。最モキタナシ。又我ハ主ヲ能思フト知レンガ為ニ諫メマシキコトヲ諫顔ニテ説アリ。是ハ佞奸ノニツナルベシ（卷四）

佞人奸人を見極め排除していくことは、『理尽鈔』の政治論の眼目の一つであり、『本佐録』の主張はこれを承けたものといふことができるのである。

第四条「国持の心を知る事」では、天子は「国々へ横目を遣し、天下乱たる時謀叛すべき者か、忠をすべき者か、此振を種々にあいしらい、又手をまわして、尋知ること肝要なり」と、「国主郡主の心」を知ることが大事だといふ。

国主の国を預る事は、天子の天道より天下を預りたると同じ。是又万民安穩にして、天下の為に忠を思ふべし

国主は天子から国を預かったという委任論がここで展開されている。この天子は明らかに將軍を指しており、これは將軍から大名への委任関係——幕藩制的委任論——を説いたものである。天子から国を預かった国主も、天子が天道より天下を預かったのと同じく、民を安穩に治める政治を行う必要がある。そこで「正路なる横目をとりかへく、三年も五年も遣し、其国の風俗を能ためし聞て、其伝手くを以て、一往も異見をくハへ、夫にても心なをらすして、右の行ひつものらハ、難題を云懸、取ひしくべし」、天下への忠を思わない国主をつぶすようにと説いている。

他方、『理尽鈔』では、先にも見たように「天能覆^{よウをこ}能万物ヲ慈ム。国王又此徳を具スル物ナ(リ)」(巻八)と、天道から国王への委任は説いているが、この「国王」が天皇か將軍か大名かといった議論がない。しかしながら、『理尽鈔』を詳細に見てみると、国王が各国に「国司」を派遣して政治を行わせるという議論や、さらに「国司」が「一郷一郡ヲ治」めるために、「執事奉行頭人ナンド」(巻二六)を派遣するという議論を展開しており、天道―国王―国司―執事奉行頭人等、という委任論を読みとることができる。⁽³⁴⁾そしてそれぞれの任務を勤めているかどうかをチェックするために、「回国ノ使」(巻三五)を派遣すべきだと説いている。

人々無道ニ成テ欲ニフケリ、国民ヲ苦シメ、又ハ国司一人ハ直カリケレ共、下司公文等奉行目代政所ナンド奸者有リテ、上下ノ間ヲカスメ欲ニフケリ親キヲマ、ニ非ヲ専トスル事多カリケレバ、是ヲ知シ召サンガ為、民ノ訴ヲ聞召サンガ為、又国司行跡ヲ聞召サンガ為ニ(中略)、狩使ト号シテ其器ヲエランデ、或ハ二箇年三箇年ニ一度アテ国々ニ被^レ下(巻三五)

このように国司の政治・行跡を監査させるのである。『理尽鈔』には、管見では「横目」なる語は出てこない。興味深いのは、金沢藩主前田光高(元和一―一六二五)―正保二(一六四五)が執筆したと推定される『陽広公偉訓』⁽³⁵⁾に、「君ノ目代ト号シテ國中ニ横目ヲ出シ、諸人ノ僻事ヲ謂セテ罰ヲ行ハ、人ノ善ヲモ聞。是ヲ挙ハ賞罰明ニシテ自然ニ人ノ心モ直カラシカ」(第二五条)と横目の重要性が指摘されていることである。前掲拙著で言及したように、前田光高は本多政重の勧めにより『理尽鈔』の講釈を受け始め、「太平記ばん承候ほど身にしみおもしろく存候、其方々我等へ承候様とて御すゝめ候御心ざしかんじ入申候」、「さやうに候へハ、其方ぬきかき給ハ、見申度候」(本多政重宛光高書状)⁽³⁶⁾と、自ら述べているように急速に『理尽鈔』に傾倒していった。この光高が、『理尽鈔』『恩地左近太郎聞書』等、「太平記読み」関連書を抜粋利用しつつ、加えて独自の主張も盛り込んで作成したと推定されるの

が、『陽広公偉訓』である。この第二五条でも、右の横目論に続けて、『理尽鈔』の一文を抜粋しており、横目論も『理尽鈔』の「回国ノ使」論の影響を受けた可能性は高いと言えよう。

話が少しずれたので、『本佐録』に戻そう。第五条「家を継べき子をえらひ」では、「世を継者は麁子の内なりとも、其智恵をためして可讓也」とい

先幼少の時より傍に可置人は、律儀にして智恵ある人、又正路にして軽薄いはさるもの、又近習の者には、正直にして智恵才覚ある者を見立て可置、武勇の覚有ものなりとも、分別なく驕たる者を置べからず。扱不斷の物語は、古今天下の治やうの善悪、又国持の善悪上中下品々の善悪、公事の理非決断、又弓馬軍法の沙汰など致すべし。

と、家の後継者に対して、幼少の時よりの教育が大事だと説く。「世を継者は麁子の内なりとも」云々という議論は、『理尽鈔』には見えない。だが、後継者の教育については、『理尽鈔』巻四〇に、細川頼之が幼少の春王殿（三代將軍足利義満）に教育を施したという逸話が載せられている（この箇所は『細川頼之記』として独立した写本としても流布している）。頼之は、お側に置く人物を徹底的に吟味して人選するが、その基準は、『本佐録』に挙げるところと一致する。その一端を挙げれば、「心ノ直ク和在テ無邪曲奸佞」者を選ぶ。「折ニヨリテ御智恵ニモナレカシト思フ往昔ノ事共ヲ物語」させる。「弓馬ノ故実ヲ知り、文道ノ意ヲモ凡ソ弁ヘテ義ヲ専ト仕、道ヲ嗜ノ人」を選ぶ、等々。

第五条には付けたり「後見の人并おとなやくの人えらふ事」条があるが、ここでは説明を省き、先へ急ごう。

第六条「百姓仕置の事」では、「百姓は天下の根本なり」という言葉から始まる。第二条でも「百姓ハ天下の根本也。不_レ飢不_レ寒、困窮せぬことく養ふへし」と述べており、この言葉を二度繰り返していることになる。

天子ハ百姓を安樂に治る故に、天道より定られて、却而我身の栄花に百姓をつからかし、驕を極て、天道に背き、

人民にうとまれ、後かならず其身を亡す

もし百姓を苦しめる悪政を行えば、「民の恨天に通し、罪天子一人の身にせまる」、身を滅ぼすことになるという。撫民仁政は、政治の理念・スローガンであるが、同時に、「百姓を安楽に治」めているからこそ、権力者として存在し得ているのであるから、権力者の存在意義（権力者の正当化論）と密接にかかわってくる。仁政を施すことができず百姓を疲弊させる領主は遠からず放逐されるというのである。これがたんなるスローガンでないことは、「是を治むるに法あり」と農政のあり方にも言及していることからわかる。次のごとくである。

先一人／＼の田地の境目をよく立て、扱一年の入用作食をつもらせて其餘を年貢に取へし。百姓は財の余らぬやうに、不足になきやうに治る事道也。毎年立毛の上をもつて、納る事古の聖人の法也。如此収時は過不及なし。又九月十月のあいたに、国の内の道橋を造営して、往還の煩なきやうにすべし。入用は公儀より扶持すべし。此外に少しも民を仕ふべからず。又田地になき米を取、横役にかけて百姓つかるゝ時ハ、田に糞を捨る力なし、田をかへす事も半作成に依て、物成あしく、此故につかれ民亡び、天下國家の費、一倍一倍にあらず

『理尽鈔』が、「諸人ノ貧苦ヲスクウ」「諸事ノ政皆諸人ノ為」（卷一六）を標榜する明君としての楠正成像を作り上げていたのは、すでに拙著で述べたとおりである。減税、溜め池を掘り用水を整備、新田開発、種米貸与、諸役免除、植樹といった正成の勤農政策は大成をおさめたという。撫民仁政が政治のスローガンであり、同時にそれは天道によって要請されたものと見なしている点で、『理尽鈔』・『本佐録』は共通しているといえよう。さらにここで想起したいのは、金沢藩の前田利常の改作仕法である。利常がこの改革の発想を「太平記読み」から得たという言い伝えが残っているが、従来はこれを後世の附会とみなし顧みなかった。だが、筆者は「太平記読み」と改作仕法は密接に関連するという問題提起を行っている。ここでそれを全面的に展開する余裕はないが（詳細は拙著に依られたい）、た

とえば改作仕法の史料としてしばしば用いられてきた『御国御改作之起本并楠理尽鈔伝授日翁由来』(宝曆四年(一七五四)十一月十七日書写)にいう。

(日翁が)色々物語軍法之儀申上内ニ、国政と軍法と元井田々おこり申由、委細ニ此法印被申上由。此時々御改作之儀をも御心付被遊候哉と語被申候

日翁とは、大運院陽翁(一説では永禄三(一五六〇)〜元和八(一六二二))ともいう日蓮宗僧侶で、『理尽鈔』講釈の創始者であり、利常の招聘により金沢に赴き同地で没したと伝えられる。藩主利常をはじめ、家老本多政重ら重臣らはこぞってその講釈を受け、大橋全可(本多氏家臣)や小原宗与(金沢藩士)ら「太平記読み」の専門家も輩出し、金沢藩はいわば「太平記読み」のメッカとなった。先の引用に話を戻せば、利常が日翁(陽翁)の講釈、具体的には政治と軍事は井田から起きるのだという発言から改作仕法のヒントを得たという。さらに、

御改作之義者、古聖天心ニ法リ井田の法立、此井田の法ニ而御改作被仰付候へハ、御欲之義者夢聊なく、私なき事眼前たる事(下略)

と、いにしえの聖人が天心に則って井田の法を立てたのに習ったのだという。しかしいうまでもないことであるが、現実の改作仕法に中国の周代の井田制が適用されたわけではない。聖人が井田の法を立てたときの理念、すなわち「天心ニ法リ」撫民を理念とした農政を行ったことを、『御国御改作之起本』の著者は「井田の法ニ而御改作」云々と述べたのであろう。陽翁が利常に語ったという「国政と軍法と元井田々おこり申」も、この意味で理解すべきであろう。いわば農政改革こそが政治と軍事の基本だと説いているのである。同じく改作仕法の基本史料の一つ『理塵集』⁽³⁸⁾でも、「御改作ニ成候テモ上古ノ井田ノ法ニモ通シ」と、井田の法が引き合いに出される。『理塵集』によれば、家臣(給人)が困窮し知行所の百姓から年貢を「せたげ取」ろうとするのだが、百姓も困窮し、年貢を遅滞し、給人から

「拷問或ハ水セメナト、テシメククリセメ取」られている状況を、利常が「不敏」に思い、「百姓成立」^{百姓たち}でできるように改作仕法を行ったという。その詳細をここで説明している余裕はないが、「御改作ノ百姓へ給人ト取合ナキ様ニカタク被仰渡」と、改作仕法は百姓と給人とを分断し、領内一律の租税体系と家臣の封禄制の改革とを成し遂げようとするものであった。そのため、利常は農民の債務関係の整理や作食米貸与などの積極的な農民助成策をとった。『理塵集』によれば、「百姓一人々々ノ家内親兄弟妻子家来等人馬ノ食物并夏冬着類塩噌農具ヤシナイナトノ代物ニ至ルマテ一々着詰図リ渡ス」と百姓の入用まで勘察したという。百姓への課役も「御定ノ外別テ課役ハナシ」。代わりに「銀打銀トテ草高二応シ一統村々ヨリ出ス役銀」から「御領国中田地ノ為大ナル用水或ハ道橋等修理入用等」を賄うのだという。このように『御国御改作之起本』や『理塵集』が描く改作仕法のあり様と『本佐録』の世界とはかなり近い関係にあるといえよう。

第七条「異国と日本との事」では、唐と日本の歴史をふりかえり、「天下を治る」には「天道の理を明らかに知る必要がある」と主張している。

平時頼といふもの少し道のこゝろを知て、我身の欲を忘れて、万民の為に心を尽す。此故に九代其法度を以治たり。相模守高時入道遊楽をこのミ、万民安穩の政をわすれて、先祖の功をむなくして、一朝に亡ひたり。又尊氏天下を取て、二代ハ天下を治るといへども、動乱兵乱止ず。三代に及て、細川常久と云もの少し道の心を得て、

天下の為、君の為に、心を尽し、常久一人の法度を以、十四代治りたり。皆天道の理を以て、治る時ハ久しここで注目したいのは、細川常久頼之（元徳一―三三九）と明徳三（一三九二）の像である。「天下の為、君の為に、心を尽し、常久一人の法度を以、十四代治りたり」と補佐の臣の模範として細川頼之の名をあげている。『太平記』が、頼之の「執事職」就任により「中夏無為ノ代ニ成テ、目出カリシ事共也」（巻四〇末尾）と、頼之の登場

をもって太平の世が到来したとしてその長い乱世のドラマを終結させていることは周知のことであろう。ところが『太平記』には頼之がどのような政道を布いたのか何も述べていない。その行跡を詳細に述べているのは実は『理尽鈔』巻四〇であり、『本佐録』は、『理尽鈔』の頼之像を継承しているのである。

この条でもう一つだけ挙げて置きたいのは、その仏教論である。『本佐録』は、釈迦が「天竺」の風俗を工夫して、国を治る方便に、極楽地獄といふ事をかりに立て、此世にて善をなせば極楽へ生し、悪をなせば地獄に落とすと教たり。誠の極楽地獄あるにあらず。此世を治めん為也」と、極楽・地獄は治国の方便だと主張している。一方、「太平記読み」は、拙著で明らかにしたように、僧を民衆に対する護国の教化・教導役に編成せよと説いていた。僧が民衆を教化して、悪いことをしたら（領主の法に従わないと）地獄に墮ちるぞと脅すことよって、領主は民衆を支配することができるのであり、僧はこうして領主の治国に貢献できるとする。よって領主も僧も決して地獄・極楽がないと言っではいけない。たとえ無いと思っても、領主たるものは民衆の前では地獄・極楽、神仏の存在を信じているように振る舞えとまでいう。『本佐録』の極楽・地獄を治国の方便とする見解も、「太平記読み」を踏まえたものだとはいえよう。

『本佐録』は、「民を困め、宮寺を建る事、仏神の内証に叶ふへからず。勝れて道にかなひたる人を、神と祝ひ仏と申也」、「慈悲正直ならば、祈らすして神仏の内証にかなふなり。出家神主にたられバ、本心をそこなふ也」と、僧・神主に誑たぶらされないように力説している。『理尽鈔』でも、

今ノ人拙シテ（中略）親ニ孝ヲセズ、主ニ忠ナシ、欲心深クシテ、又其願ヲ聞ニ、金銀米錢等ニアカン事ヲ祈リ、玉楼金殿ノ数ヲナラベン事ヲ願トス。カリニモ正路ヲ不_レ祈、何ソ仏神納受シ給ハンヤ。身ニ無_レ徳シテ栄ルハ、不義ノ富貴ナリ

先身ヲ栄ント欲スル者ハ、其身ノ徳ヲ分別スヘシ。身ニ徳ヲ備ハ、自みづから富とんテ必死ノ難ヲ遁のがン（巻三）

と、同様の弊を説き、さらに、「人ノ智恵ノ至勝つレタルヲコソ、仏トモ崇あがム神トモイハイ参ラ（ス）」（巻九）と、まったく同じ神仏論を展開している。ここでも『本佐録』は『理尽鈔』の見解を承けているのである。

以上、非常に駆け足で見えたのであるが、『本佐録』が『理尽鈔』に依拠していることは確かだといえよう。しかもそれは議論の重要な骨格にかかわるところであり、『理尽鈔』は『本佐録』の作者にとって、その作成に欠くことができないきわめて重要な思想的基盤の一つである。『本佐録』は、いわば『理尽鈔』世界に足場を置いて形成されたのである。

結びにかえて

以上、『本佐録』の基礎的研究を、二つのアプローチ——①諸本の書誌的研究、②『本佐録』の内容・表現からその思想的基盤を探る研究——により、試みてきた。その結果、『本佐録』の作者の最も重要な思想的基盤の一つである『理尽鈔』を掘り起こすことができた。『本佐録』の作者は、この『理尽鈔』を下敷きにして『本佐録』を執筆したのである。本稿により、作者もその形成過程もまったく分からない『本佐録』の謎を解いていく上で、重要な鍵かぎを見つけることができたのではと、筆者は考えている。以下では、本稿の成果を踏まえて、『本佐録』の形成に関する若干の論点（展望を含めて）を提示して結びにかえたい。

まず第一に、『本佐録』の作者の思想的基盤の一端が分かったからには、作者の思想形成の過程をも考察することが可能となった。いうまでもないことであるが、『本佐録』と『理尽鈔』とは類似する主張を持ちながらも、すべて

が共通するわけではない。両書の思想の異同を精緻に分析することによって、『理尽鈔』を参照・利用しながらも『理尽鈔』にない独自の主張を加えていった『本佐録』の作者の思想的営為が見えてくるであろう。また当然のことながら、『理尽鈔』のみから『本佐録』ができるわけではない。『理尽鈔』以外の思想的基盤を掘り起こす作業を継続していかねばならない。この作業の積み重ねにより、作者の思想形成の過程を丹念に跡づけ、作者の時代や社会との葛藤をえぐりだすことを通して、はじめて『本佐録』の歴史的社会的な位置づけが可能となるであろう。今、ようやくにして、『本佐録』の作者の思想的葛藤の実像に迫る本格的な研究の入り口に到達したということをし、ここで確認しておきたい。

第二に、『心学五倫書』（『仮名性理』『千代もと草』も含めて）についても、その思想的基盤を掘り起こす必要がある。先にも見たように、『心学五倫書』の出家観は、明らかに『理尽鈔』のそれを受けたものだったが、それ以外にも、いくつか『理尽鈔』と類似する表現をみることができる。たとえば、「親は子をそだつるに道ををしへ、芸を習はせ」（第六条）という一文の「芸を習はせ」が唐突でわかりにくい。だが、『理尽鈔』を見ると「智有ル親子ニ其芸其業ヲナラハシム」とあり、これを受けたものだと言定される。このように『理尽鈔』を参照しながらも、たとえば学問観では（前述のように）、『理尽鈔』のそれを踏襲する『本佐録』に比べると、『心学五倫書』では朱子学の明徳論を説いており、両書の思想はかけ離れている。ところが、神儒仏三教観に着目すると（結論から述べると）、『本佐録』と『心学五倫書』は微妙な不一致をみせながらも、共有した世界をもっているように見える。というのは、『理尽鈔』ではこの三教がいずれも民衆教化の役に立つことによって領主の政治に貢献できるという観点から、三教を評価している。三教の優劣に関する議論はない。ところが、両書では仏教を低く位置づけている。『本佐録』第二条では、日本に仏教が渡る前には「神武帝」が「堯舜の掟」（第七条では「天照大神の掟」）を守って、「天下を治む

る時は、二千年におよんで、代々天下を子孫に伝へ」ていた。ところが、

其後仏法を、堯舜の道に取合て、神道と名付て、日本を暫く治めたり。道といふは、天道の一つより起るに仏法を取合たるに依て、道次第に衰へて、天下を失ひたり

と、仏法が伝来し、仏法と堯舜の道を取り合わせて神道ができ、それで日本をしばらく治めていたが、仏法の受容により道が衰え、神武帝の子孫は天下を失ってしまったという。これを整理すれば、堯舜の掟（天照大神の掟）＋仏法＝神道ということになる。他方、『心学五倫書』では、「日本神道は、我心を正しくして、万民を憐み慈悲をほどこすを極意とし、堯舜の道も極意とせり。唐にては儒道と云、日本にては神道と云。名は替りて心は一なり」（第一四條）と、神道＝儒道とする。この点では『本佐録』とは少し異なるが、「欽明天皇の時に、天竺の仏法日本へ渡て、不思議神変なる事を説聞せ、人をだますによりて、人は心をよせて、神道衰たり」と、仏法の受容により道が衰えるという理解は共通である。このような神儒仏三教観は、いっただいどこから来たのか、恐らく今後の研究の重要な論点になるであろう。⁽³⁹⁾

第三に、のちに『本佐録』と名付けられることになるこの書物の作者に、なぜ本多正信があてられたのであろうか。なぜ本多正信だったのか、考えておかねばならない。『東照宮御遺訓』の場合は、それが家康の遺訓に仮託されたのは、江戸幕府の創始者であり東照大権現として神格化された権威性を求めることだったと推定される。同様に、本多正信が撰ばれたのも、家康の腹心の家臣であり秀忠の補佐役だとして、やはり正信の後背には、幕府の創始者たる家康の御威光が控えていたとみるのが妥当であろう。別稿で述べたように、改訂が施される前のもとの『御遺訓』附録には、しばしばその話者として本多正信の名が上がっており、『御遺訓』についても、同じことがいえよう。ここで問題になるのは、このような正信像は一般的なものだったのか、ということである。正信の実像は史料を踏ま

えて追究せねばならないが、それとは別に、正信についてどのような像が作られいかにして一般化していったのかを時期ごとに追跡していく研究が必要となる。ちなみに『寛永諸家系図伝』（寛永二〇年、林羅山編）・『本多正信碑銘』（慶安二年、林羅山筆）・『寛政重修諸家譜』（文化九、林家編）の三書の正信への評言を比較すると、順に「軍謀密策知而無不言」・「政事軍謀知而無不言」・「乱には軍謀にあづかり、治には国政を司どり」と、慶安二年の『碑銘』において、「密策」から「政事」に変わっている。ここから受ける正信のイメージは微妙に異なってみえる。今後の詳細な検討が待たれるのである。

第四に、これと関連して、本多家の子孫の家から出てきたということに注目しなければならない。最も有力なのは正信の次男である、金沢藩の本多政重家から出たという説である。室鳩巢はこれを真作説の根拠とするが、むしろ政重周辺で作成された可能性をみていく必要がある。すでに見たように、本多政重は、『理尽鈔』の講釈を深く受容した人物であり、家臣の大橋全可を専任の講釈師としており、また藩主の前田光高に勧めて『理尽鈔』講釈を受講させている。前引の前田光高の書状によれば、「其方ぬきかき給ハ、見申度候」と政重に宛てて述べており、政重が『理尽鈔』の抜き書きを作成するという話しをしていたことがわかる。この「ぬきかき」が完成したかどうかはわからないものの、政重の周辺から、『百戦百勝伝』（政重著、現存未確認）、『孫子陣宝抄聞書』（大橋全可編）、『太平記理尽図経』（同編）、『翁三問答』（作者未詳）、そして光高の『陽広公偉訓』等といった『理尽鈔』関連書が続々と生み出されている。『本佐録』を実際に詳細に分析すると、その骨組みのところまで『理尽鈔』を思想的基盤として『本佐録』が形成されていることを確認することができた。すなわち『本佐録』が、『理尽鈔』世界に足場を置いて形成されたのは確実であり、『理尽鈔』関連書を次々と生み出していった本多政重家周辺は、作成場所として絶好の環境にあるといえよう。とはいえ、本多政重家が『本佐録』を作成したという史料が見つかっていないわけではない。史料の

掘り起こしを試みつつ、より精緻な研究を行っていかねければならない。

第五に、その成立の時期を問わなければならない。「はじめに」でも少し触れたが、『本佐録』・『御遺訓』中で展開されている幕藩制的天道論は、一七世紀半ばの藩政確立期の改革主体である池田光政・藤堂高次・前田利常らの発言の中に見える論理であった。仁政イデオロギー論も彼らの発言や政治を主たる史料にして、宮沢誠一氏らが抽出してきたものであった。『本佐録』・『御遺訓』も、こうした藩政確立期の政治課題・政治状況と深い関連を有している可能性が高いと推定されよう。前田利常の改作仕法と『本佐録』とが密接に関連することについては、すでに指摘したとおりである。

このような思想内容からする年代推定とは別に、これまで行ってきた両書の諸本調査でも、一七世紀前半に溯る写本を見つけることができていない。ひとまず本稿では、一七世紀半ばに成立したという仮説を提起しておきたい。

最後に、(前稿でも述べたが)『本佐録』・『御遺訓』という近世の二大政道書の思想的基盤の一つが『理尽鈔』であったという事実から、『理尽鈔』→『本佐録』・『御遺訓』という政道書の系譜を再度提起しておきたい。⁽⁴⁰⁾両書はともに家康(東照大権現)の権威を背景に流布し、まず領主層に受容され、その影響下で、各家の家訓や政道書が製作されていった。と同時に、見過ごせないのは、それが領主層以外にも受容される可能性を持っていたということである。『本佐録』については言えば、(いまだ受容の事例を掘り起こせていないが)偶然入手し書写する中下層の武士や、貸本屋で借りる民衆がいたのである。近世は、政道書に記された生々しい政治の智恵や方策・はかりごとが、被支配者にも受容されていく可能性がある時代である。書物というものがしばしば「秘書」と銘打ちながらも、一部階層の独占物とはなりえず、写本や刊本として流通していくのが、近世社会の特質だといえるのである。筆者は『理尽鈔』が階層を越えた社会の政治常識の形成に寄与したという仮説を提起しているが、これは『理尽鈔』のみに見られるもので

はなく、そうした役割を果たした書物は、『本佐録』・『御遺訓』を含めて、もっと広がっていく可能性があり、今後追究していかねばならない。近世の政治は、こうした社会の政治常識が形成されている段階において行われる宮みであり、政治的営みは領主層と家臣・民との相互の関係のなかで理解されなければならない。繰り返しになるが、政治思想史を核とした政治史の構築を目指し、領主、家臣、民、その葛藤の実像にせまるような近世政治史を叙述していく必要がある。今後の課題である。

- (1) 朝尾直広『公儀』と幕藩領主制(講座『日本歴史』五、東京大学出版会、一九八五)等。
- (2) 筆者は、二〇〇〇年～二〇〇一年にかけて、慶応義塾大学法学部で「近世日本政治史」を講義する機会を得て、関係意識の歴史を踏まえた政治史の構想を学生に聞いてもらった。講義を通じてその困難さを痛感したが、同時にその可能性をも体得することができた。学生たちに御礼をいいたい。
- (3) 歴史科学協議会第三四回大会における、筆者の報告「政治常識の形成と『太平記』」に対する宮地氏の質問。また谷口眞子氏は大会批判「若尾政希報告」のなかで、戦国期～近世初期の兵学の成立と『理尽鈔』との関わりについて言及している。ともに『歴史評論』六一一(校倉書房、二〇〇一)所収。ただし、こうした論点については、拙著終章の「生み出された課題」でも挙げているものであり、筆者にとってはなかなば織り込み済みであることも強調しておきたい。なお、軍記物・兵学と『理尽鈔』との関わりについては、すでに筆者も注目しており、「和漢軍書」出版の思想史的研究——作者・読者・地域社会——(文部科学省科学研究費補助金特定領域研究(A))という研究を開始している。
- (4) 『一橋大学研究年報 社会学研究』三九、二〇〇一所収。
- (5) 例えば、三宅正彦氏は、「幕藩主従制のイデオロギーの立場をえらびとろうとした一七世紀の著作・思想家」の思想を分析対象にして、「朱子学の君臣思想が幕藩国家に導入され、屈折しながら機能していく過程」を描くことによって、「幕藩主従制の思想的原理の特性」を明らかにしようとしているが、その分析対象の一つとして『本佐録』を取り上げている。三宅正彦

- 「幕藩制主従制の思想的原理——公私分離の發展——」（『日本史研究』二二七、一九七二）。なお、『本佐録』の先行研究についてはまとめて述べることはせずに、行論の中で適宜指摘していきたい。
- (6) 玉懸博之編『日本思想史——その普遍と特殊』ペリかん社、一九九七。
- (7) 宮沢誠一氏はこれを「幕藩制的「委任」論」と名付けその意義づけを行っている。氏によれば、「大名が自藩の藩政改革を強力に推進していくにあたって、それを正当化するために、自己の家臣と農民に対して教諭したものであり、この論理は、将軍が全国的支配権を有する総領主であり大名の領地権を包摂するという観念を前提にして、寛永末年の危機的状況への対応のなかで形成（社会化）された「幕藩制国家の位階制的な権力編成の論理」だという。宮沢誠一「幕藩制イデオロギーの成立と構造——初期藩政改革との関連を中心に——」（『歴史学研究』別冊、一九七三）。
- (8) 『国書総目録』岩波書店、補訂版、完結は一九九一年、『古典籍総合目録』岩波書店、完結は一九九〇年。
- (9) こういった研究方法に徹した研究として、山本眞功氏の『心学五倫書』を対象とした研究がある。参考にすべきである。山本眞功『『心学五倫書』の基礎的研究』学習院大学研究叢書二二、一九八五。
- (10) 思想的基盤を発掘する研究の有効性については、筆者は、安藤昌益研究を通じて実証してきた。
- (11) 蔵書目録については、柴田光彦編『大惣蔵書目録と研究』本文篇（青裳堂書店、一九八三）参照。他方、京都大学蔵の大山野屋惣八旧蔵書については、『京都大学蔵改訂大惣本目録』（臨川書店、一九九七）がある（『京都大学蔵大惣本稀書集成』シリーズの一）。
- (12) 前掲拙稿「天道」と幕藩制秩序」では、『本佐録』『東照宮御遺訓』に見える幕藩制的天道論が民衆に「あまり受容されなかった」と位置づけている。これは一九九六年までの調査結果から出した見通しであり訂正しておきたい。現時点では、民衆にどのような影響を与えたのかも見ておく必要があると考えている。
- (13) 同様の観点から『本佐録』の「伝説」を考察した先行研究として、中村勝麻呂「本佐録考」（『史学雑誌』一一一三、一九〇一）がある。これは今日でもなお必読の文献であり、本稿で行う序・跋等の分析も、基本的にはこの論考を大きく越えるものではない。あくまで整理として行ったものである。ことをここで断っておきたい。

- (14) 杉立義一「京の医史跡探訪」思文閣出版、一九八四。遠藤正治編『読書室二百年史』山本読書室、一九八三。
- (15) 『富山県史』通史編IV近世下、富山県、一九八三。
- (16) 内閣文庫蔵『芝野彦助上書』より引用。なお、栗山の天道論については、藤田覚『松平定信』(中公新書、一九九三)。尾藤正英「尊王攘夷思想」(『岩波講座日本歴史13近世5』一九七七)参照。
- (17) このように鳩巢は、享保一〇年には真作説をとるが、正徳四年(一七一四)八月付の書簡では、「佐州公自筆の記と申事未決に存候。当時学識有^レ之人へ、佐州公儒道の有増御尋に付、其人より記候て佐州公へ進上仕たるものを、重て大君より治道の儀など御尋に付被^レ差上^レたるもの、様に被^レ存候」(『兼山秘策』二)と述べ、正信自作ではなく、正信の委嘱によるものという理解を示している。なお、この史料はすでに太田兵三郎氏が紹介している。太田兵三郎「藤原惺窩集巻下解題」国民精神文化研究所編『藤原惺窩集』下巻(一九四一、一九七八年に思文閣出版より復刊)。
- (18) 金沢市立玉川図書館蔵『本多家古文書等写』(五巻五冊)。
- (19) 『本多正信碑銘』東京大学総合図書館南葵文庫蔵。石川丈山題蓋、林羅山撰。
- (20) 京都大学文学部図書室蔵『本多(正重・正貫・正直・正永)四公日記』によれば、正貫は、その前年「慶安元戊子年六月七日御叔父佐渡守正信公三拾三回忌ニ付、為御追善、京都東山南禅寺江御木牌」「御建被成」と、正信の三十三回忌の追善供養を行っている。当時、正貫は、正重の代の二万石の大名から、八千石の旗本に格下げされており、その境遇から一層正信の顕彰に精を出した可能性もあろう。ただし、正貫の意識を採る史料はこれまでのところ見つかっておらず、史料の掘り起こしが必要である。
- (21) 『寛永諸家系図伝』第四巻、日光叢書、統群書類従完成会、一九九〇。『寛政重修諸家譜』第一一巻、統群書類従完成会、一九六五。
- (22) 刊本『本佐録』(平安読書室蔵版)には、附録を本文と別冊にして『本佐録附録』(外題)としているもの他に、両者を合冊にして一冊にしているものがある(慶應義塾大学図書館蔵『本佐録』、龍本文庫旧蔵)。少なくとも二版出されたことがある。

- (23) 日本思想大系28 『藤原惺高・林羅山』(岩波書店、一九七五) 所収。
- (24) 中村勝麻呂「本佐録考」は前掲注(13) 参照。石川謙「石門心学史の研究」(岩波書店、一九三八)。太田兵三郎「藤原惺高集卷下解題」は、前掲注(17) 参照。石毛忠「本佐録」翻刻及び解説論文「心学五倫書」の成立事情とその思想的特質——『仮名性理』『本佐録』理解の前提として」については、前掲注(23) 参照。山本眞功『心学五倫書』の基礎的研究」は前掲注(9) を参照されたい。
- (25) 『心学五倫書』のテキストとしては、石毛忠氏が翻刻し校訂注記を施した、日本思想大系所収本を使用する。これは、慶安三年刊の刊本の一つである。
- (26) 山本眞功氏は、『心学五倫書』↓『仮名性理』↓『本佐録』という仮説(影響関係)を提起し(『新版日本思想史文献解題』角川書店、一九九二)、『本佐録』の成立を『仮名性理』成立よりのちのこととしている。確かに、『心学五倫書』になく『仮名性理』と『本佐録』に共通する話があり、興味深い見解である。しかしながら、具体的な分析がなされておらず(「解題」であるため)、逆に『本佐録』↓『仮名性理』という可能性を含めて、今後、検討する必要がある。
- (27) 堯日篇の語のこのような解釈は管見では他になく、『本佐録』独自の可能性がある。この解釈が広がりを持つか否か、今後検討していく必要がある。
- (28) 『理尽鈔』の学問観については、前掲拙著の第三章「太平記読み」における政治と学問」を参照。
- (29) 『理尽鈔』の成立を最も古くに想定しているのが、長谷川端氏である(同「永青文庫蔵『太平記抄抜書』」(翻刻)上・下、解題、『中京大学文学部紀要』二〇一三・四、二二一、二二二―二二一、一九八六)。長谷川氏は、永青文庫蔵『太平記抄抜書』(慶応義塾大学斯道文庫に寄託)が「室町後期・末期」であるとみなし、『理尽鈔』の成立時期をそれ以前に置いている。だが、『太平記抄抜書』には書写年の記載等はなく、筆者には時代鑑定をすることができなかった。成立の下限は、最初の『理尽鈔』講釈師と伝えられる大連院陽翁(一説では、永禄三(一五六〇)〜元和八(一六二二))が唐津藩主寺沢広高(永禄六〜寛永一〇(一六三三))に送った伝授証文の日付(元和八年五月三日)等から、遅くとも慶長の末年一六一〇年代には世に出たと推定されている。近年、『理尽鈔』の現存する諸写本を精査した今井正之助氏(同『太平記秘伝理尽鈔』伝本系統

- 論』『日本文化論叢〈愛知教育大学日本文化研究室〉九、二〇〇二）は、「近世初期を遡る可能性を認めたい」としつつも、「それは一八冊本の書写年代」と「陽翁の活動の時期とをどこまで遡らせ得るかという問題と同義である」と指摘している。筆者も、ほぼ同意見であり、現段階では一六世紀後半～一七世紀初頭の時代背景の中で作成されたものと見なしている。なお、長谷川氏から直接うかがった話では、「室町後期・末期」は、一六世紀後半と見てよいとのことであり、『理尽鈔』の成立に関して大きな意見の対立があるわけではない。
- (30) いずれ『本佐録』に注釈をつける作業を行う予定である。その折に、『理尽鈔』との関連を逐一指摘したい。
- (31) 大隅和雄氏は、『太平記』の往來物的性格を指摘して、『史記』の見せ場や、『貞観政要』の名言、『長恨歌』などの詩文について必要最小限の知識は、『太平記』を読めば自ら身につくようになっていく」といい、「実際に、室町時代から江戸時代を通じて、『太平記』はそういう読み方をされた」と指摘している。同『中世 歴史と文学のあいだ』（吉川弘文館、一九九三）。
- (32) 刊本では、「時の善悪を知る事」と誤記しているが、その目次には「諸侍」とある。ここでは目次によった。
- (33) 本稿で底本とした東北大学附属図書館蔵刊本は、「君独身」の箇所が欠け「もじの欠落歟」と注記している。この三字は石毛忠氏の翻刻や諸本により補った。
- (34) この委任論が幕藩制秩序を組み込んだものであるかどうかについては、早急な結論は差し控えねばならない。注(29)でも述べたように、『理尽鈔』は戦国末に成立した可能性もある。とすると、そこに幕藩制秩序を読み込むことはできないであろう。これは『理尽鈔』の成立時期をどこまで下げることができるかという問題と同義だといえよう。
- (35) この書物が光高の作である可能性が高いことについては、前掲拙著第四章参照。なお、『陽広公偉訓』は、金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵『松雲公採集遺編類纂』所収本を利用する。
- (36) 金沢市立玉川図書館蔵『本多家古文書等写』巻三所収。年不明、正月一四日付書状。
- (37) 『改作所旧記』附録、金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵。
- (38) 東北大学附属図書館狩野文庫蔵写本。

(39) 石毛氏によれば、林羅山ら近世初期の儒者は神儒一致を説くのが一般的だったという(前掲日本思想史大系補注四〇六頁参照)。これを参照するとともに、より厳密に議論する必要がある。

(40) 前稿でも注記したが、次の点を再び指摘しておきたい。『本佐録』と原『御遺訓』附録の正信・加信物語とは、『理尽鈔』世界を共有しているといえるのであるが、その正信像(家康像ともいえる)は異なっている。というのは、『本佐録』では鳩巣らが高く評価したことからわかるように儒学的色彩が強いのに対して、原『御遺訓』では、仏教が前面に押し出されており、正信・家康のイメージをめぐって、両者は対照的な位置にあったのである。この正信像をめぐる両書の網引きをどう考えるかという興味深い課題を、今後解いていかねばならない」。この課題の解決は別稿を期したいと思う。

「付記」史料調査・収集に際して多くの方々にお世話になりました。お忙しい中、史料の閲覧等の便宜をおはかりいただき、お手数をおかけしました。この場を借りて御礼申し上げます。なお、本稿は文部科学省科学研究費補助金の成果のひとつです。

載されているものには、○を付けた「調査」の欄には、調査済みのものには*印を付けた。

旧 蔵 者	書 写 情 報	備 考
岩見文庫・岩見常三郎、時習堂蔵書	文政年間写 安永6～寛政12頃写カ	遺老物語 3、日下部景衡編者（以下、遺老物語は同編著） 末尾に「右本田佐渡守正信の書なり、今の本田伯善守正温四方石駿州益津郡田中の御城主の御先祖也」本多正温（明和1（1764）～天保9（1838））、藩主在世は安永6（1777）～寛政12（1800）
八戸藩南部家 米沢藩、窪田蔵書 大友氏蔵、本多氏蔵	賀藤月蓬写 天保7年7月平茂逐写 蓬斎叢書巻13 藤原道文写	本多正信伝を付す 白石の考問の抜き書きを付す 天保7年（1836） 本文と附録共
川村氏蔵本、玉井氏蔵書 藤原道保写 仙台藩伊達家 仙台藩伊達家旧蔵 仙台藩伊達家旧蔵	寛政二年九月宮惟忠写 藤原道保嘉永五年写 天保3年2月丹野茂永写	寛政2年（1790） 本文と附録共、嘉永5年（1852） 天保3年（1832） 遺老物語
青柳館文庫		平安読書室蔵版刊本の写本
岩松新田家旧蔵	寛政6年新田純奇写	寛政6年（1794）
致道館蔵書		遺老物語 6 一貫之堂叢書の内 平安読書室蔵版刊本の写本、致道館の用紙 遺老物語 6
田沼直包写、布施田蔵 紀九敬写 徳川家達旧蔵 浅草文庫	文久1年9月田沼直包写 安永7年5月紀九敬写	「右之一巻者奥州湯長谷侯之家臣藤部氏の蔵書ニ有之、尔時文化四年丁卯七月武之忍藩西村光孝写之、今又得■■■ニ写畢于時文久元辛酉歳九月 田沼直包 花押」「文久三亥年九月田沼弥右衛門 求之 布施田蔵生」 本文と附録共、石谷土入記を付す。末尾には「平安読書室蔵」とあり、刊本と写本との校合を行っている。明和3年正月藤原久豊書写本を安永3年5月紀九敬書写 表紙に「徳川家達献本」とあり、最後に鳩巢の題言を挿入 金色の題簽 遺老物語 6
松岡文庫	嘉永4年7月近藤倍和写	遺老物語 6 遺老物語 6 遺老物語 6 中古叢書 49

『本佐録』の形成

『本佐録』データベース一覧 【凡例】「国書」の欄には、『増補版国書総目録』『古典籍総目録』に記

番号	書名	編著者	所蔵者	国書	調査	写/刊	冊数
1	本佐録		北海学園大学北舘文庫			写	1
2	本佐録		北海学園大学北舘文庫			写	1
3	本多佐渡守覚書		弘前市立図書館	○	*	写	1
4	本佐録		弘前市立図書館	○	*	写	1
5	本田正信啓		弘前市立図書館	○	*	写	1
6	本多佐渡守覚書		八戸図書館南部家旧蔵		*	写	1
7	本佐録		秋田県東山文庫	○	*	写	1
8	本佐録		米沢市立図書館	○	*	写	1
9	本佐録		東北大学附属図書館	○	*	写	1
10	本佐録		東北大学附属特野文庫	○	*	写	2
11	正信録		東北大学附属特野文庫	○	*	写	1
12	本佐録		東北大学附属図書館		*	写	1
13	本間集		宮城県伊達文庫	○	*	写	1
14	本多佐渡守奏書		宮城県伊達文庫	○	*	写	1
15	本佐録		宮城県伊達文庫	○	*	写	1
16	本佐録		宮城県図書館	○	*	写	1
17	正信記		福島県立図書館	○	*	写	1
18	本佐録		福島県立図書館	○	*	写	1
19	本佐録		足利学校	○	*	写	1
20	本佐録		群馬大学附属新田文庫	○	*	写	1
21	本佐録		筑波大学附属図書館	○	*	写	1
22	本佐録		茨城大学附属菅文庫	○	*	写	1
23	本佐録		茨城歴史館	○	*	写	1
24	本佐録		国立国会図書館	○	*	写	1
25	本佐録		国立国会図書館	○	*	写	1
26	本佐録		国立公文書館内閣文庫	○	*	写	1
27	本佐録		国立公文書館内閣文庫	○	*	写	1
28	正信記		国立公文書館内閣文庫	○	*	写	1
29	正信集		国立公文書館内閣文庫	○	*	写	1
30	本佐録		国立公文書館内閣文庫		*	写	1
31	本佐録		国立公文書館内閣文庫		*	写	1
32	本佐録		国立公文書館内閣文庫		*	写	1
33	本佐録		国立公文書館内閣文庫		*	写	1
34	本佐録		宮内庁書陵部	○	*	写	1
35	正信集		宮内庁書陵部	○	*	写	1

旧 蔵 者	書 写 情 報	備 考
楽園館 徳川宗敬旧蔵 蜂屋茂橋写 原宿文庫, 不忍文庫	文化13年6月蜂屋茂橋 文化1年季冬上旬写	朱「駿河田中城主同豊前守正寛」「遠祖也」 「本多正信壁書拾ヶ條」を貼付 延宝五年五月十四日林学士跋 末尾に「安政四乙未年仲夏写之」。朱「文化十三年六月就花月老公藏本写 蜂清賢」。蜂屋茂橋は旗本, 明治6年(1873)没, 79才
安藤文庫, 武田氏蔵書 南葵文庫, 剛堂文庫 南葵文庫 南葵文庫 押小路家, 安田氏	天保10年3月下旬写 天明8年3月上旬勢州表にて写 享保13年5月信陽飯沢巻	平安読書室蔵版刊本の写本, 本文と附録共 「天明八申三月上旬勢州表ニ而写之」 平安読書室蔵版刊本の写本, 本文 享保13年(1728)
野々村忠実 溝口家旧蔵 弘前藩津軽家旧蔵 小高の印 松井蔵書	安政5年5月盛田静夫 享保12年4月2日写	道米副使村垣淡路守用人野々村忠実関係資料のうち, 32丁 大神君 宗源様江御示之御書共 序跋なし 目録は津軽信政親筆とするが, 書写年代と合わない 遺老物語6(他巻なし), 序跋なし
瀧本文庫旧蔵 井上毅旧蔵 仙台伊達家旧蔵本 黒川真頼蔵書, 黒川真道蔵書	慶応1年8月岡田質直写	本佐録補翼抄共。「前ニ如言本多家御代々為至宝, 時ノ御近士ニ披命書写ス。筆者誤リ追々ニ増, 正訥公御隠宅ニテ拜見時, 明治五壬申四月書写之, 誤字カナニ至迄古書ヲ不直, 其上猶多増ノヌラン, 見ル人宜クサツン玉ヘ 岡田質直識書」
赤水軒蔵書, 黒川真道・真頼		平安読書室蔵版刊本の写本, 本文と附録共。 遺老物語6 背地札幹質問本佐録信偽事情を付す
尾張徳川家 北条時敬旧蔵 北条時敬旧蔵	宝暦12年7月写	台徳公へ奉公リシ七箇条 平安読書室蔵刊本の写本, 本文と附録共 「此一冊或人家蔵之本也。伝借写之 宝暦十二壬午初秋」
北条時敬旧蔵, 大久保八三郎蔵本 水谷氏	大久保八三郎忠得写 安永6年3月水谷氏写	「白河侯御副書」は, 將軍を補佐する定信が説いた政治の心得をのへたもの『本佐録』には言及しないが, 中味は民の撫育, 天下思想等を述べる。「白河侯御副書」に続けて『正信集』を載せる 表紙に鞠田先生書入, 『本佐録』を使った講義本, 「寛齋主人曰」の序, 「忠良日」という解説

『本佐録』の形成

番号	書名	編著者	所蔵者	国書	調査	写/刊	冊数
36	正信集		宮内庁書陵部	○	*	写	1
37	本間集		東京国立博物館	○	*	写	1
38	本佐録		東京都立中央図書館	○	*	写	1
39	本佐録		東京都立中央図書館	○	*	写	1
40	本佐録		東京大学総合図書館	○	*	写	1
41	本佐録		東京大学総合図書館	○	*	写	1
42	本佐録		東京大学総合図書館	○	*	写	1
43	本佐録		東京大学総合図書館	○	*	写	1
44	本佐録		東京大学総合図書館	○	*	写	1
45	正信集		東京大学史料編纂所	○	*	写	1
46	本佐録		東京大学史料編纂所		*	写	1
47	本佐録		東京大学史料編纂所		*	写	1
48	本佐録		国立史料館	○	*	写	1
49	本佐録		慶応大学図書館	○	*	写	1
50	正信記		慶応大学図書館	○	*	写	1
51	正信集		慶応大学図書館		*	写	1
52	本佐録		國學院大学図梧陰文庫	○		写	1
53	正信集		早稲田大学中央図書館		*	写	1
54	(本佐録)		早稲田大学中央図書館		*	写	1
55	正信集		明治大学中央図書館		*	写	1
56	本佐録		明治大学中央図書館		*	写	1
57	本佐録		明治大学中央図書館		*	写	1
58	本佐録		前田育徳会尊経閣文庫	○		写	1
59	本佐録		お茶の水図書館成實文庫	○		写	1
60	本佐録		静岡県立中央図英文庫	○		写	1
61	正信集		西尾市立図岩瀬文庫	○		写	1
62	本多正信上巻		名古屋市蓬左文庫	○	*	写	1
63	本佐録		神宮文庫	○		写	1
64	本佐録		金沢大学図北条文庫	○	*	写	1
65	正信記		金沢大学図北条文庫	○	*	写	1
66	正信集並白河侯御副書		金沢大学図北条文庫	○	*	写	1
67	本佐録		金沢市立玉川図氏家文庫	○	*	写	1
68	本佐録		金沢市立玉川図大島文庫	○	*	写	1

旧 蔵 者	書 写 情 報	備 考
安宅平冬温	富永金昌写	松雲公採集遺編類纂 169 (明治の編纂)、「本多安房守政重子孫系代相伝」 胄地氏本の写本 鳩巢跋、胄地礼幹「質問本佐録 信疑事條」を貼る。「胄地氏の本を以富永金昌請求て写之所也 安宅平冬温」
藤本清辰 加賀国大聖寺藩 加賀国大聖寺藩 金沢藩家老本多家	慶応4年藤本清辰写 本多政長写	偽作と断ずる正徳5年7月11日付跋文、「其文拙其趣鈍、不知時勢當時之政務、無益之事候、恐腐儒薄才之者、穢正信之賢名作歟、頗疑惑仕候」 本多政長写仮名書きの『本佐録』 享保10年5月25日付の室鳩巢題 『東照宮御遺訓』共
福井藩松平家 藤原久豊、藤本緹葛 上田藩山崎為右衛門	明和3年正月藤原久豊識 天保10年写	包丁書録と合、平安読書室蔵版刊本の写本 明和3年(1766)、曾祖父堀内主水らが二条城在番中に書写 平安読書室蔵版刊本の写本 遺老物語
井戸松尾家旧蔵	明治6年写	児玉叢書の内 明君家訓・白川流話・大学詠歌と合
小出文庫		平安読書室蔵版刊本の写本、本文。
岡山藩主池田家 岡山藩主池田家 岡山藩主池田家 久松閣文庫池田慶徳	弘化2年10月江戸で中嶋時習写	平安読書室蔵版刊本の写本 「弘化二年乙巳初秋於江戸写 時習花押」、中嶋の印、弘化2年(1845)、池田慶徳、水戸の斉昭の5男1837(天保8)~1877(明治10)
徳山藩毛利家 山口藩毛利家 山内文庫、谷丹四郎殿御蔵本 山内文庫 山内文庫	享保17年小林伯元写 八代藩主毛利治親写 享保16年4月中旬谷垣守写	竹内何某の秘蔵本を写、享保17年(1732) 毛利治親、宝暦4(1754)~寛政3(1791) 享保16(1731)年首夏中旬谷垣守。「潮案、此書恐本田姓ノ言ニハアラシ、全篇ノ旨儒学ノヨダレヲネムリテ言タルモノ也 吾国王道武道ノ片ハンモンラスモノ也、蓋輕薄ノ徒是ヲ作名ヲ本田氏ニ託ンテ備ヲ術フモノ也、読者考之」 平安読書室蔵版刊本の写本、本文と附録合1冊
山内文庫、鶴		

『本佐録』の形成

番号	書名	編著者	所蔵者	国書	調査	写/刊	冊数
69	本佐録		金沢市立玉川図加越能文庫	○	*	写	1
70	本佐録		金沢市立玉川図稼菰文庫	○	*	写	1
71	本佐録		金沢市立玉川図藤本文庫	○	*	写	1
72	本多佐渡守作		加賀市立図聖藩文庫	○	*	写	1
73	本佐録		加賀市立図聖藩文庫	○	*	写	1
74	本佐録		藩老本多藏品館		*	写	1
75	駿河政事録		福井市立図書館	○	*	写	2
76	本佐録		福井市立図書館	○	*	写	1
77	本佐録		長野県立図丸山文庫	○	*	写	1
78	本佐録		上田市立図書館藤蔵文庫		*	写	1
79	本佐録		上田市立図書館山崎文庫		*	写	1
80	本佐録		京都大学附属図書館		*	写	1
81	本佐録		京都大学附属図書館	○	*	写	1
82	本佐録		京都大学附属図谷村文庫	○	*	写	1
83	本佐録		京都大学附図井戸松尾文庫		*	写	1
84	本佐録		龍谷大学図書館	○	*	写	1
85	本佐録		同志社大総合情報センター		*	写	1
86	本佐録		國部町教委小出文庫		*	写	1
87	本佐録		竜野市立図書館	○	*	写	1
88	本佐録		竜野市立図書館	○	*	写	1
89	本佐録		天理図書館	○	*	写	1
90	本佐録		薬師寺	○	*	写	2
91	正信集		岡山大学池田家文庫	○	*	写	1
92	正信集		岡山大学池田家文庫	○	*	写	1
93	本佐録		岡山大学池田家文庫	○	*	写	1
94	本佐録		鳥取県立博物館		*	写	1
95	正信集		岡山大学池田家文庫		*	写	1
96	本佐録		山口大学図棲息文庫	○	*	写	1
97	本佐録		防府毛利博物館		*	写	1
98	本佐録		高知県立図山内文庫		*	写	1
99	本佐録		高知県立図山内文庫		*	写	1
100	本佐録		高知県立図山内文庫		*	写	1
101	本佐録		高知県立図山内文庫		*	写	1

旧 蔵 者	書 写 情 報	備 考
仙波西陵写	文久3年4月仙波西陵写	(内) 正信記 24歳にて写。「心無ク見ハ益ナン、必有人ノ見タラレニハ大ニ智ヲ増幸福ナラノ、子孫秘蔵スヘキ物也」 治要管見等と合
伝習館高校対山館文庫	安政6年12月三辞齋写 文化4年写 嘉永1年大倉種周写 紫洋写	今浦伴助本の写本。文政4(1821)8月写→林氏より乞請、天保6(1835)年7月水口正憲写→安政6(1859)年極月、三辞齋写 大倉種周、筑前秋月藩士、文久3年(1863)没、81才 保奴佐魯9
島原藩主松平氏、松平忠和 島原藩主松平氏、松平忠房 熊本藩細川家	万延1年松平忠和写 板倉直常写 寛政2年8月子童帛写	和写、表紙には文久二年正月とあり 島原藩主松平忠和、嘉永4(1851)～大正6(1917) 尚舎源忠房文庫の印 現存する最古の写本 米田先生書写本の写本、「寛政二年戌八月 金子童帛 行年七拾貳才」 碩田叢史の内
仙台藩伊達家、伊達伯魏瀾閣圖書印	平安読書室蔵版 平安読書室蔵版 平安読書室蔵版	亀伊の印、貸本屋か
亀田次郎旧蔵 徳川宗敬旧蔵、赤尺蔵書	平安読書室蔵版 (至誠堂蔵版カ) 平安読書室蔵版 大橋先生校至誠堂蔵版	「徳川家逸帛自満州」の漢詩
坂本文庫 南葵文庫旧蔵 瀧本文庫旧蔵 幸田文庫旧蔵	平安読書室蔵版 平安読書室蔵版 (至誠堂蔵版カ) 平安読書室蔵版 平安読書室蔵版	本文 本文と附録共合1冊
一慎斎蔵、黒川真頼・真道蔵書	至誠堂蔵版 平安読書室蔵版 平安読書室蔵版 平安読書室蔵版	表紙裏に「本書袋＝大橋先生校本佐録至誠堂蔵版」

『本佐録』の形成

番号	書名	編著者	所蔵者	国書	調査	写/刊	冊数
102	本多正信献策		愛媛県立図伊予史談会	○	*	写	1
103	本佐録		九州大学附属図書館	○		写	1
104	本佐録		九州大学附属図書館	○		写	1
105	本佐録		九州大学九州文化	○		写	1
106	本多正信述作		柳川古文書館	○	*	写	1
107	本佐録		北九州市立中央図書館	○		写	
108	本佐録		秋月郷土館	○		写	1
109	本佐録		秋月郷土館	○		写	1
110	本佐録		長崎県図書館	○		写	1
111	本佐録		島原市立図書館松平文庫	○	*	写	1
112	本佐録		島原市立図書館松平文庫	○	*	写	1
113	本開集		島原市立図書館松平文庫	○	*	写	1
114	正信集		熊本大学寄託永背文庫		*	写	1
115	本佐録		大分県立図書館	○		写	1
116	本田正信記		旧浅野			写	1
117	正信集		旧浅野	○		写	1
118	本佐録		旧浅野	○		写	
119	本佐録		旧浅野	○		写	
120	正信集		旧海浜	○		写	1
121	本田正信記		旧彰考館	○		写	1
122	本多正信集		旧蓬左文庫	○		写	1
123	本佐録		北海学園大学北麗文庫			刊	1
124	本佐録		東北大学附属図書館		*	刊	2
125	本佐録		宮城県図伊達文庫	○	*	刊	2
126	本佐録		筑波大学附属図書館	○		刊	1
127	本佐録		茨城大学附属管文庫	○		刊	1
128	本佐録		国会図書館亀田文庫	○	*	刊	1
129	本佐録		東京国立博物館	○	*	刊	2
130	本佐録		東京都立中央加賀文庫	○	*	刊	1
131	本佐録		東京都立中央図書館	○	*	刊	1
132	本佐録		東京都立中央図書館	○	*	刊	1
133	本佐録		東京大学総合図書館	○	*	刊	1
134	本佐録		慶応大学図書館	○	*	刊	1
135	本佐録		慶応大学図書館	○	*	刊	2
136	本佐録		慶応大学図書館		*	刊	1
137	本佐録		早稲田大学中央図書館	○	*	刊	1
138	本佐録		早稲田大学中央図書館		*	刊	
139	本佐録		日本大学	○		刊	2
140	本佐録		明治大学中央図書館		*	刊	2
141	本佐録		お茶の水図書館成實文庫	○		刊	1

旧 蔵 者	書 写 情 報	備 考
村上文庫旧蔵, 神野順蔵	(至誠堂蔵版カ) 平安読書室蔵版	本文と附録共合1冊
牧野文庫	至誠堂蔵版 平安読書室蔵版	
	平安読書室蔵版	
高知藩山内文庫, 鶴 伝習館高校安東文庫	平安読書室蔵版 平安読書室蔵版	本文
		栄華物語考・世継物語考などと合 椿亭叢書 13, 白石の考問 遺老物語のうち
菅文庫 向山誠齋写	菅政友写 弘化4年向山誠齋写 天保1年春, 大窪生碧等写	広白石叢書 9 本佐録附尾, 菅政友写 菅政友, 水戸藩士, 彰考館員, 石上神宮大官司, 明治30年(1897)没, 74才 向山誠齋雜記丁未 21, 向山誠齋, 旗本, 安政3年(1856)没, 47才 輪池叢書外集 14 白石叢書 11, 質問本佐録信疑事条共
向山誠齋写 藩本文庫旧蔵	慶応1年8月岡田質直写 明治33年写	向山誠齋雜記丁未 21, 本多正信伝共 仁・義欠落. 時寛延三載庚午夏五月於西御丸奉入上覧候下書 正信集と合1冊 岡田質直写. 延享4年9月角田武助作. 「寛延三庚午歳五月於西御丸大御所様江(質直曰大御所様ハ吉宗公有徳院様可成)奉入上覧候写二冊」 治要管見・本佐録・豊臣関白武将弁等と合1冊 白石叢書 11, 本佐録附言共 前田利嗣蔵本を明治33年書写
貸本屋大野屋惣八旧蔵	大嶽山人序 大嶽山人序	本佐録のうち 見返しに貼紙「此書二代将軍秀忠御上意ニ付, 本田佐渡守正信書上有之, 諸人心得ニ可成之事也」 2巻1冊

『本佐録』の形成

番号	書名	編著者	所蔵者	国書	調査	写/刊	冊数
142	本佐録		無窮会織田	○		刊	1
143	本佐録		無窮会神習	○		刊	1
144	本佐録		三康図書館(旧大橋)	○	*	刊	1
145	本佐録		刈谷市立図村上文庫	○	*	刊	1
146	本佐録		新城市役所牧野文庫	○	*	刊	1
147	本佐録		金沢市立玉川図書館文庫		*	刊	1
148	本佐録		京都大学附属図書館	○		刊	1
149	本佐録		大阪府立中之島図書館	○		刊	1
150	本佐録		四天王寺大学	○		刊	1
151	本佐録		大阪天満宮御文庫	○		刊	1
152	本佐録		岡山大学小野文庫	○		刊	1
153	本佐録		岡山県立図書館	○		刊	1
154	本佐録		山口県立図書館	○		刊	2
155	本佐録		香川大学附図神原文庫	○		刊	1
156	本佐録		香川大学附図神原文庫		*	刊	1
157	本佐録		高知県立図山内文庫	○	*	刊	1
158	本佐録		九州大学附属図書館	○		刊	1
159	本佐録		柳川古文書館	○	*	刊	1
160	本佐録		延岡内藤家	○		刊	1
161	本佐録		旧戎野	○		刊	2
162	本佐録		旧彰考館	○		刊	1
163	本佐考	新井白石	宮内庁書陵部	○	*	写	1
164	(本佐録考)	新井白石	宮内庁書陵部	○	*	写	1
165	本佐録考	新井白石	東京大学総合図書館	○		写	1
166	本佐録考	新井白石	早稲田大学中央図書館	○	*	写	1
167	本佐録附言	新井白石	茨城大学附図菅文庫	○		写	1
168	本佐録附言	新井白石	国立国会図書館	○	*	写	1
169	本佐録附言	新井白石	国立国会図書館	○	*	写	1
170	本佐録附言	新井白石	東京大学史料編纂所	○	*	写	1
171	本佐録附尾	新井白石	東京大学史料編纂所	○	*	写	1
172	本佐録補翼抄		国立公文書館内閣文庫	○	*	写	1
173	本佐録補翼抄	角田武助	慶応大学図書館		*	写	1
174	本佐録約言	陶山純翁	九州大学九州文化	○		写	1
175	質問本佐録信疑事条	青地礼幹	東京大学史料編纂所	○	*	写	1
176	質問本佐録信疑事条	青地礼幹	前田育徳会尊経閣文庫	○		写	1
177	千金玉秘集	白雲道人	京都大学附図大徳本	○	*	写	2
178	千金玉秘集	白雲道人	国立国会図書館	○	*	写	1